

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

西多摩衛生組合

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 西多摩衛生組合（中間処理施設）の現状	2
第 3 節 計画の位置づけ	3
第 4 節 計画の期間及び目標年度	4
第 2 章 地域の概要	5
第 1 節 自然環境	5
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気象	6
第 2 節 社会環境	7
1. 人口の現状	7
2. 産業の現状	10
3. 土地利用	12
第 3 節 将来計画	13
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	17
第 1 節 ごみ排出の現状	17
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー	17
2. ごみ量の実績	25
第 2 節 収集・運搬の現状	30
1. 計画収集区域	30
2. 収集・運搬体制	30
3. 収集・運搬量の推移	32
第 3 節 中間処理の現状	33
1. 中間処理施設の概要	33
2. 中間処理量の推移	35
第 4 節 最終処分の現状	36
1. 最終処分場の概要	36
2. 最終処分量の推移	37
第 5 節 ごみ処理の課題	38
1. 収集・運搬に関する課題	38
2. 中間処理に関する課題	38

3. その他の課題	39
第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	40
第4章 ごみ排出量の推計	43
第1節 計画収集人口	43
第2節 ごみ排出量の推計	43
1. 計画手法とその手順	43
2. 現況推移の推計結果	44
第3節 減量化・資源化目標の検証	47
1. 国、東京都の目標とその検証	47
2. 前計画の目標とその検証	50
第4節 減量化・資源化施策	51
1. 施策ケースの設定	51
第5節 本組合の推計	57
第5章 ごみ処理基本計画	61
第1節 基本方針	61
1. ごみ処理における基本方針	61
第2節 施策の基本フレーム	65
第3節 収集・運搬計画	66
1. 収集・運搬の目標	66
2. 住民・事業者・行政の行動指針	66
第4節 中間処理計画	68
1. 中間処理の目標	68
2. 行政の行動指針	69
第5節 最終処分計画	70
1. 最終処分の目標	70
2. 行政の行動指針	70
第6節 その他の計画	71
1. 資源管理計画	71
第6章 西多摩衛生組合災害廃棄物処理計画	73
第1節 計画策定の目的	73
第2節 計画の対象	73
1. 対象とする災害	73
2. 対象とする災害廃棄物	73

3. 被害の想定	76
4. 災害廃棄物量の推計	79
第3節 災害廃棄物処理の実施主体 -----	82
1. 本組合の役割	82
2. 組合構成市町の役割	82
3. 住民・災害ボランティアの役割	83
4. 事業者の役割	83
5. 東京都の役割	84
第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方 -----	85
1. 災害廃棄物処理の基本方針	85
2. 災害廃棄物処理の流れ	85
3. 災害廃棄物処理業務の進め方	87
4. 処理期間とスケジュール	88
第5節 災害廃棄物対策 -----	89
1. 平常時における対応（発災前）	89
2. 初動期における対応	93
3. 応急対策期	100
4. 災害復旧・復興期	101

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

西多摩衛生組合（以下「本組合」といいます。）は、西多摩衛生組合及び青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町（以下「組合構成市町」といいます。）と共に、一般廃棄物に関する基本的事項を定めた「西多摩衛生組合一般廃棄物処理基本計画」を平成29年3月に改定（以下「前計画」といいます。）し、「環境にやさしい低炭素社会・資源循環社会を目指したまちづくり」を基本理念として、資源循環社会の形成に向けて、様々な施策を進めてきました。

世界の廃棄物を取り巻く状況では、国連持続可能な開発サミット（平成27年9月開催）で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が掲げられました。その課題ごとに設定されたターゲットには、持続可能な消費と生産、気候変動への対応等が含まれ、持続可能な社会の実現が世界共通の目標とされています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）において、SDGs等を踏まえた持続可能な社会づくりの総合的取り組みとして、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や万全な災害廃棄物処理体制の構築（適正処理の更なる推進と環境再生）等の総合的かつ計画的に講ずべき施策や指標を示しています。さらに、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するための「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」の策定や「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」が施行され、循環型社会の形成に関して様々な取り組みに力を入れています。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月）」の改定、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report（令和3年3月）」の策定等、プラスチック対策、食品ロス削減に向けた取り組みが急速に進んでいます。

また、近年、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）等の大規模な災害が毎年のように発生しており、多摩地域においては「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、広域的な災害廃棄物処理の支援要請の体制は確保されていますが、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理についても急務の課題として対応が求められています。

本組合を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、国や東京都における方針等の変更も踏まえた一般廃棄物の減量化、適正処理等に関する基本計画とするため、また、燃やせるごみの共同処理を行っている西多摩衛生組合及び組合構成市町が統一的な課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理等の施策を推進していくため、平成29年3月の改定から5年が経過する令和3年度に計画の見直し（以下「本計画」といいます。）を行います。

第2節 西多摩衛生組合（中間処理施設）の現状

燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合において、組合構成市町が、共同で広域かつ効率的な処理を行い、今後も広域処理を継続するものとしています。なお、平成10年度に稼働した西多摩衛生組合環境センターでは、施設の延命化を図るため、環境センター長寿命化計画（平成27年11月改定）に基づき、施設の稼働期間を当初の30年間から10年間延長し、令和20年度までの施設稼働を目指すことから、この間、2回の基幹的設備改良工事を実施することで施設性能を低下させず、施設の適正な管理を行い併せて施設の強靱性を図ることとしています。

また、組合運営につきましても、今後長期間にわたることから、一般的には、新しい施設を建設することと同様であるため、社会情勢の変化を踏まえた新たな運営方針を確立する必要があります。

このことから、平成31年2月に「今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画」を策定しました。この事業計画の体系は、今後の組合運営の方向性として、「地域住民等の理解と協力の確保」、「環境センターの延命・強靱化対策」、「フレッシュランド西多摩の維持・改修対策」及び「災害対策の強化と新たな価値の創出」となっています。

今後、この事業計画の実施にあたっては、各事項の実施計画等を作成の上、その都度、組合構成市町と調整を図り、事業の必要性等を見定め進めなければならない状況にあります。

また、計画目標である「近くにあつて良かった清掃工場」の実現に向けて清掃工場の持つ機能を有効利用していく必要があります。

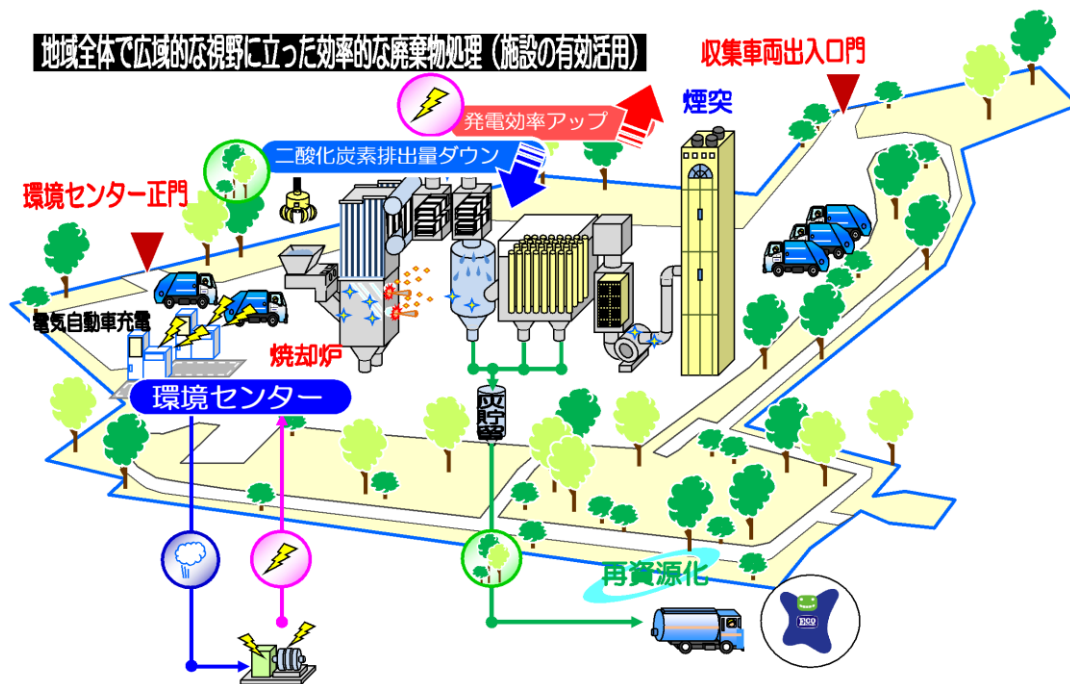


図1-2-1 西多摩衛生組合及び組合構成市町の間処理施設の位置図

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、市区町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

本計画の位置づけ及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

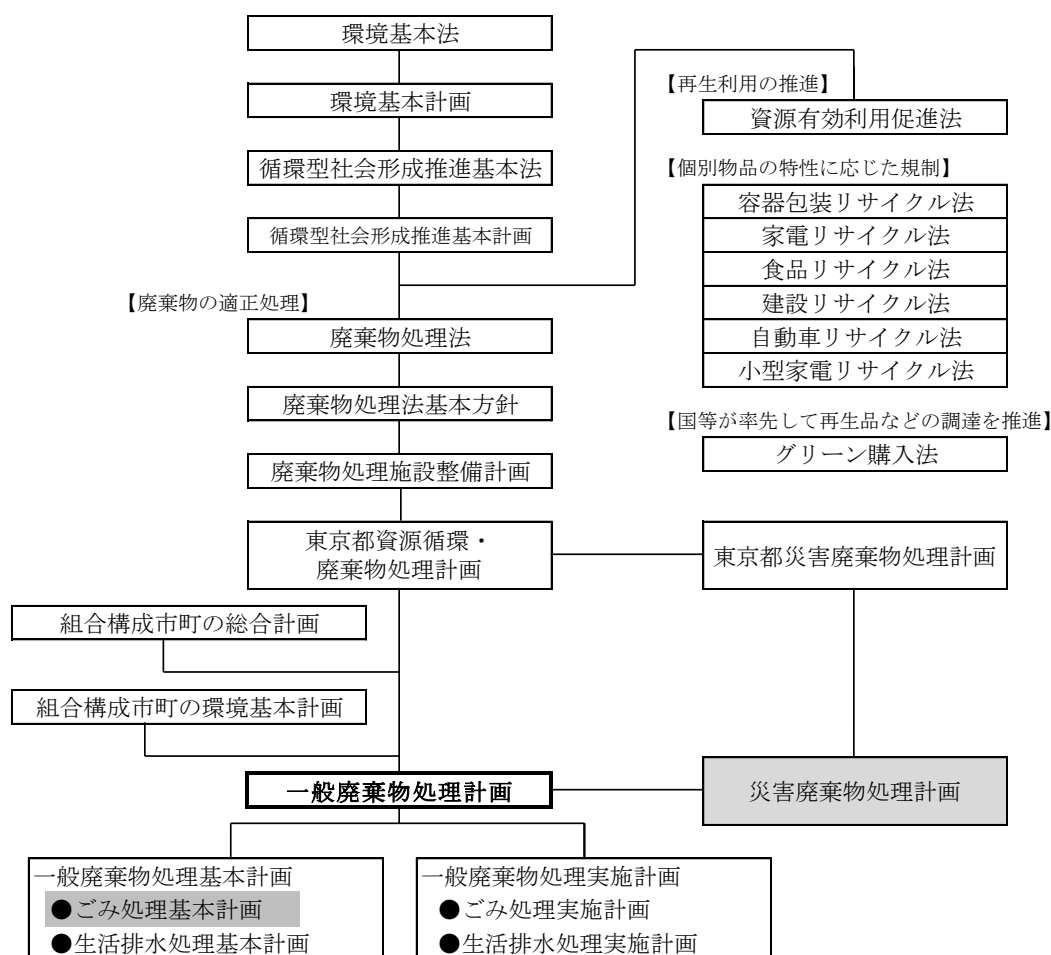


図1-3-1 本計画の位置づけ及び他の計画等との関係

第4節 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画はおおむね5年ごとに改定するものとし、社会経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

表1-4-1 計画の期間及び目標年度

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本組合圏域は、都心から西へ40～60km圏に位置し、東西約23km、南北約15kmで総面積は140.22km²を有し、東京都全域の6.4%を占めます。圏域内の西部方面は、秩父多摩甲斐国立公園の表玄関にあたり、すぐれた景勝をもつ地域であり、多摩川に沿って平地が連なっています。また、東部方面は、緑豊かな狭山丘陵が緩やかに拓けており、圏域内には多摩川が東西に流れ、比較的平坦な扇状に開けた土地が広がっています。北部方面は多摩川流域との尾根を隔てた荒川流域で、山地、丘陵地と河川によって構成され、河川に沿って、带状に平地が連なっています。

市域の東側には首都圏の中核都市を有機的に結び、一極中心の機能分散と各都市の育成などを目的とした首都圏中央連絡自動車道が南北に走っています。また、広域道路網は、都市方向と奥多摩町・山梨方面を結ぶ国道411号線や主要地方道5号（青梅街道）が市内の東西を走っており、一方、鉄道網は国道411号線に沿ってJR青梅線が通っています。

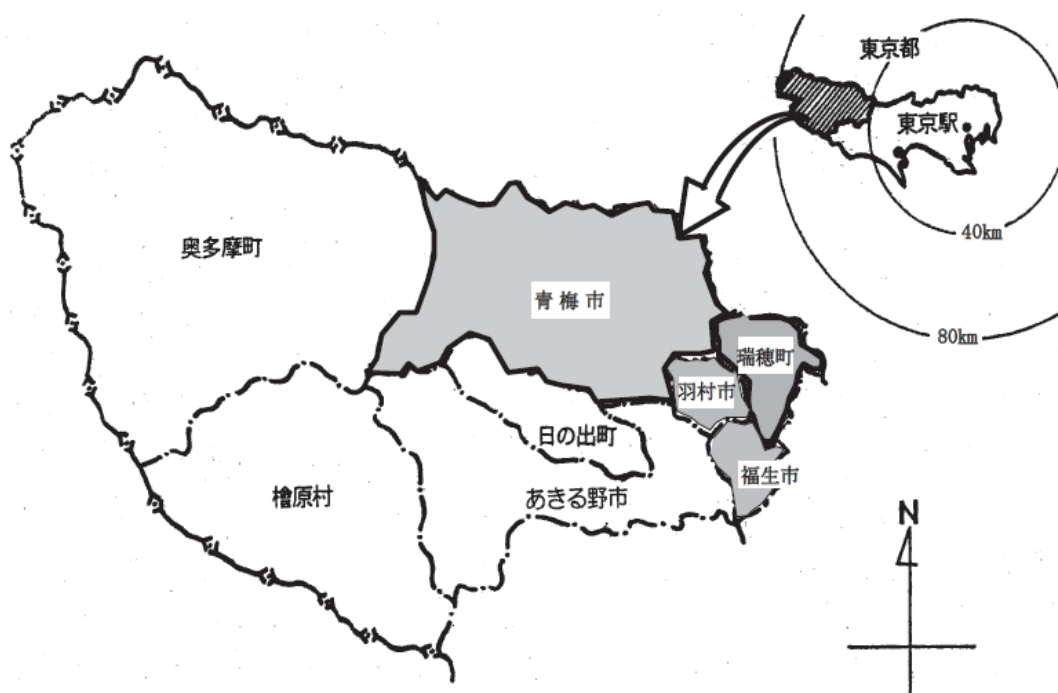


図2-1-1 本組合の位置図

2. 気象

気温・月間降水量の状況を、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

令和 2 年度における気候は、平均気温が 15.1℃と比較的温暖です。また、同年の降水量は、1,613.0mm となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	15.0	38.1	-8.4	1,483.0
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
1月	5.4	18.7	-2.8	89.5
2月	6.0	19.4	-6.6	5.0
3月	9.3	27.1	-2.3	99.0
4月	11.4	25.5	1.9	268.0
5月	18.4	30.0	7.2	99.5
6月	22.5	33.1	16.0	264.5
7月	23.1	33.3	16.6	337.5
8月	28.3	39.6	20.3	23.5
9月	22.9	35.7	11.9	216.0
10月	16.0	27.2	3.6	200.0
11月	12.0	25.3	2.7	9.5
12月	5.6	16.6	-4.3	1.0

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ 観測地点：青梅観測所

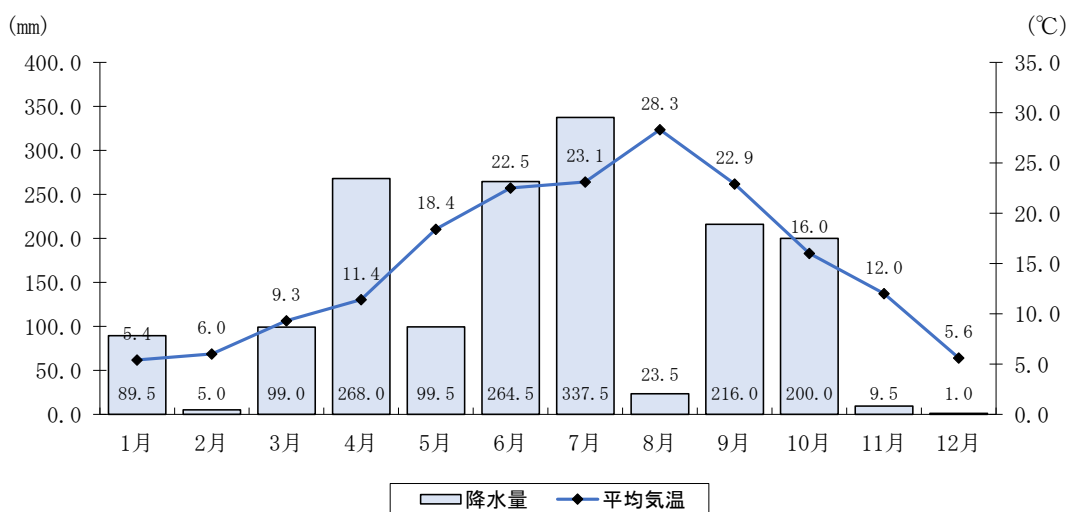


図2-1-2 気温・降水量の状況

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

組合構成市町の行政人口の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示します。

行政区域内人口は、微減傾向にあり、令和 2 年度は、平成 23 年度に比べ 14,600 人減少しています。

一方、世帯数については増加傾向を示しているため、一世帯当たりの人員は平成 23 年度で 2.27 人であったものが、令和 2 年度は 2.05 人と減少しています。

表2-2-1 人口と世帯数の推移

年 度	組合構成市町		青梅市		福生市		羽村市		瑞穂町	
	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)
平成23年度	291,241	128,546	139,860	60,244	59,693	29,011	57,589	24,990	34,099	14,301
平成24年度	289,041	128,386	138,737	60,363	59,169	28,963	57,268	25,054	33,867	14,006
平成25年度	287,936	129,183	138,130	60,804	58,955	29,121	56,952	25,075	33,899	14,183
平成26年度	286,276	129,892	137,250	61,108	58,610	29,308	56,599	25,144	33,817	14,332
平成27年度	285,762	131,371	136,840	61,797	58,569	29,636	56,478	25,374	33,875	14,564
平成28年度	284,920	132,621	136,244	62,316	58,642	30,039	56,253	25,528	33,781	14,738
平成29年度	283,448	133,467	135,300	62,701	58,459	30,176	56,083	25,710	33,606	14,880
平成30年度	281,620	134,236	134,316	63,104	58,358	30,533	55,649	25,706	33,297	14,893
令和元年度	279,411	134,721	133,283	63,474	57,701	30,421	55,519	25,909	32,908	14,917
令和2年度	276,641	134,633	132,291	63,801	56,967	30,143	54,783	25,716	32,600	14,973

※外国人人口を含む（各年 10 月 1 日現在）

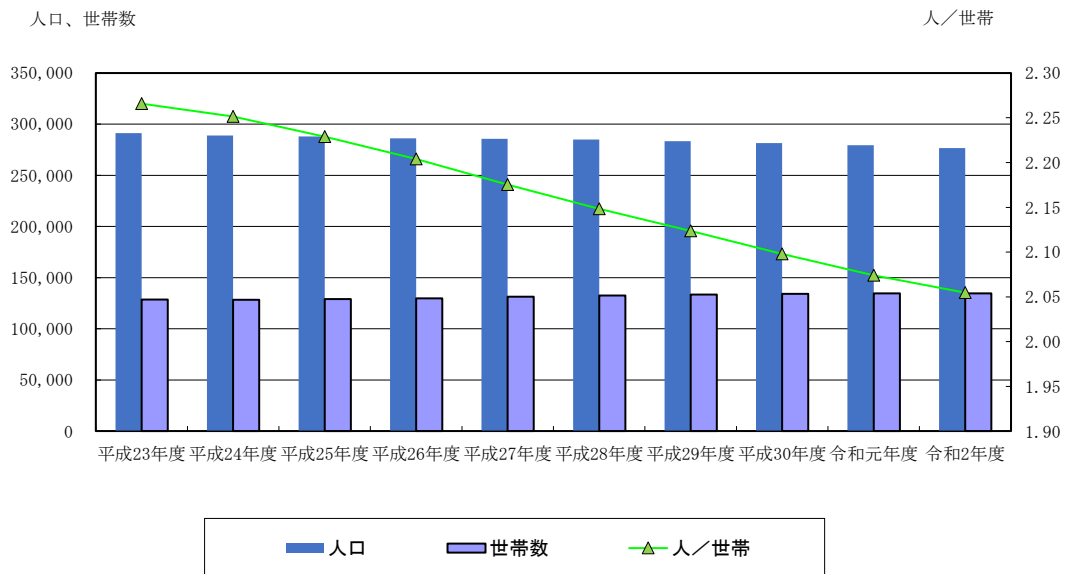


図2-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口動態

組合構成市町の人口動態の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示します。

表2-2-2 人口動態の推移

単位：人

区分			構成市町	青梅市	福生市	羽村市	瑞穂町
平成28年度	自然動態	出生	1,867	825	433	404	205
		死亡	3,064	1,550	603	536	375
		増減	-1,197	-725	-170	-132	-170
	社会動態	転入	12,484	4,816	3,706	2,619	1,343
		転出	12,724	4,923	3,716	2,714	1,371
		増減	-240	-107	-10	-95	-28
総増減数			-1,437	-832	-180	-227	-198
平成29年度	自然動態	出生	1,713	777	370	366	200
		死亡	3,219	1,662	681	518	358
		増減	-1,506	-885	-311	-152	-158
	社会動態	転入	12,807	4,968	3,882	2,599	1,358
		転出	12,887	4,865	3,741	2,912	1,369
		増減	-80	103	141	-313	-11
総増減数			-1,586	-782	-170	-465	-169
平成30年度	自然動態	出生	1,585	669	393	345	178
		死亡	3,217	1,714	635	514	354
		増減	-1,632	-1,045	-242	-169	-176
	社会動態	転入	12,346	4,690	3,760	2,698	1,198
		転出	12,910	4,788	3,991	2,685	1,446
		増減	-564	-98	-231	13	-248
総増減数			-2,196	-1,143	-473	-156	-424
令和元年度	自然動態	出生	1,592	681	395	365	151
		死亡	3,303	1,712	651	536	404
		増減	-1,711	-1,031	-256	-171	-253
	社会動態	転入	12,278	4,798	3,804	2,406	1,270
		転出	12,990	4,796	4,145	2,693	1,356
		増減	-712	2	-341	-287	-86
総増減数			-2,423	-1,029	-597	-458	-339
令和2年度	自然動態	出生	1,406	595	351	304	156
		死亡	3,344	1,759	632	574	379
		増減	-1,938	-1,164	-281	-270	-223
	社会動態	転入	11,470	4,419	3,528	2,227	1,296
		転出	11,827	4,123	3,839	2,558	1,307
		増減	-357	296	-311	-331	-11
総増減数			-2,295	-868	-592	-601	-234

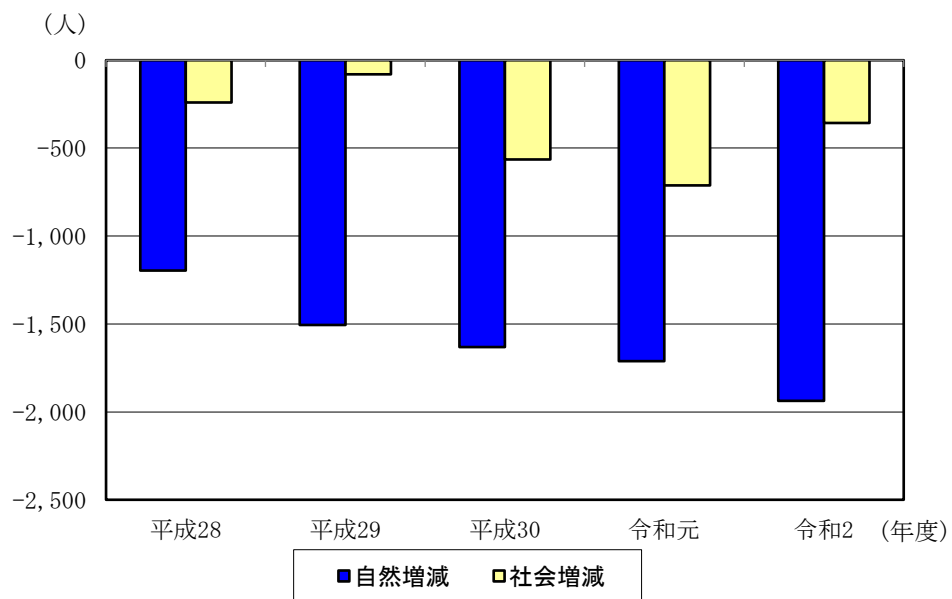


図2-2-2 人口動態の推移

2. 産業の現状

(1) 産業の状況

組合構成市町の産業別就業者数を表 2-2-3 示します。

組合構成市町の平成 27 年値では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、65.9%を占めており、次いで第 2 次産業が 26.7%、第 1 次産業が 1.0%となっています。

表2-2-3 産業別就業者数

	就業者数 (人)		第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
青梅市	59,533	(100%)	636	(1.1%)	15,629	(26.3%)	39,469	(66.3%)	3,799	(6.4%)
福生市	24,773	(100%)	126	(0.5%)	5,703	(23.0%)	17,282	(69.8%)	1,662	(6.7%)
羽村市	26,392	(100%)	194	(0.7%)	7,789	(29.5%)	17,082	(64.7%)	1,327	(5.0%)
瑞穂町	15,799	(100%)	300	(1.9%)	4,669	(29.6%)	9,577	(60.6%)	1,253	(7.9%)
組合構成市町	126,497	(100%)	1,256	(1.0%)	33,790	(26.7%)	83,410	(65.9%)	8,041	(6.4%)

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）、国勢調査報告
 ※平成 27 年 10 月 1 日現在

(2) 農業の状況

組合構成市町の農業の状況を表 2-2-4 に示します。

組合構成市町の農家戸数及び自給的農家戸数は、減少しています。

表2-2-4 農業の状況

単位：戸

	平成22年	平成27年
青梅市	835	697
福生市	50	45
羽村市	123	104
瑞穂町	452	399
組合構成市町	1,460	1,245

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2011、2020 年版）、農林業センサス
 ※各年 2 月 1 日現在

(3) 工業の状況

組合構成市町の工業の状況を表 2-2-5 に示します。

組合構成市町の事業所数は、減少傾向で推移しており、製造品出荷額等は、増加傾向で推移しています。

表2-2-5 工業の状況

	平成26年		平成29年		平成30年		令和元年	
	事業所数 (箇所)	製造品出荷額 等(万円)	事業所数 (箇所)	製造品出荷額 等(万円)	事業所数 (箇所)	製造品出荷額 等(万円)	事業所数 (箇所)	製造品出荷額 等(万円)
青梅市	236	20,809,541	237	17,800,135	229	18,620,324	225	18,881,634
福生市	42	2,322,267	38	2,391,365	39	2,099,821	36	2,064,149
羽村市	69	63,333,600	70	66,397,328	70	70,909,000	68	76,184,833
瑞穂町	211	41,077,009	206	57,498,119	203	58,339,855	207	59,185,253
組合構成市町	558	127,542,417	551	144,086,947	541	149,969,000	536	156,315,869

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2016～2020年版）、工業統計調査報告
 ※平成26年は12月31日現在、平成29年～令和元年は6月1日現在

(4) 商業の状況

組合構成市町の商業の状況を表 2-2-6 に示します。

組合構成市町の事業所数及び従業者数、年間販売額は増減を繰り返しています。

表2-2-6 商業の状況

	平成14年		平成16年		平成19年		平成26年	
	事業所数 (箇所)	年間販売額 (百万円)	事業所数 (箇所)	年間販売額 (百万円)	事業所数 (箇所)	年間販売額 (百万円)	事業所数 (箇所)	年間販売額 (百万円)
青梅市	1,308	186,807	1,267	209,657	1,128	179,180	816	263,725
福生市	669	110,338	651	95,855	577	103,164	362	66,156
羽村市	559	144,564	542	134,612	473	125,055	327	90,070
瑞穂町	399	81,735	397	88,900	363	103,661	311	117,140
組合構成市町	2,935	523,444	2,857	529,024	2,541	511,060	1,816	537,091

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）（2011、2020年版）、商業統計調査報告
 ※平成19年は6月1日現在、平成26年は7月1日現在

3. 土地利用

組合構成市町の地目別面積の状況を表 2-2-7、図 2-2-3 に示します。

地目別面積の状況としては、「山林」が全体の 41.6%で最も広い面積を占めており、次に「宅地」が 33.5%、「住宅地区」が 24.4%、「その他」が 12.4%となっています。

表2-2-7 地目別面積の状況

	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未満	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
青梅市	6,036.21	1,261.46	18.27	120.69	1,015.57	106.94	19.06	389.24	3,252.09	877.57	236.80
福生市	389.76	362.14	18.56	11.49	332.09	-	0.10	11.69	1.30	14.21	0.32
羽村市	607.61	544.34	18.83	170.82	354.64	0.05	4.62	31.76	4.47	15.48	6.94
瑞穂町	934.73	497.76	12.78	188.09	239.97	56.92	-	251.33	53.05	82.57	50.01
組合構成市町	7,968.31	2,665.70	68.44	491.09	1,942.27	163.91	23.78	684.02	3,310.91	989.83	294.07
割合	100.0%	33.5%	0.9%	6.2%	24.4%	2.1%	0.3%	8.6%	41.6%	12.4%	3.7%

注：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。
 出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会）、東京都統計年鑑
 ※令和元年1月1日現在

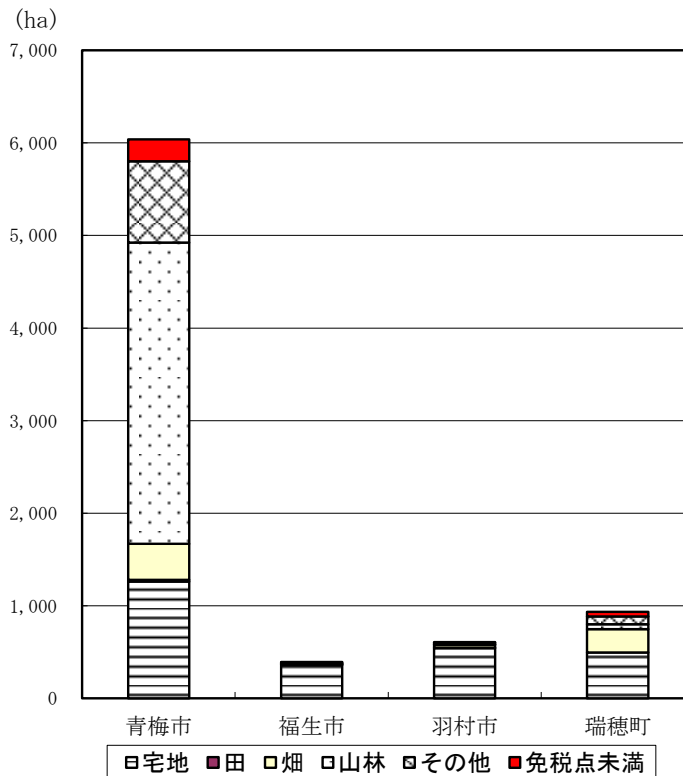


図2-2-3 地目別面積の状況

第3節 将来計画

組合構成市町別にそれぞれの総合計画に盛り込まれた廃棄物処理に関する事項を整理します。

《青 梅 市》

第6次青梅市総合長期計画における施策の大綱の中で、廃棄物処理に関する事項は、「2 自然と共生し環境にやさしいまち」の項目(4)循環型社会で述べており、以下に施策の方向および事業の取り組みを示します。

【基本方針】

「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政の協働のもと、4Rの推進、ごみ減量、分別の徹底による再資源化などの取組を推進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的、効率的な収集・処理方法の検討を行います。

指標名	基本計画 開始時点 (平成24年度)	現状 (平成27年度)	目標 (平成34年度)
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	567g	560g	510g

【基本施策】

(1) ごみの減量化の推進

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、本市の事務事業から発生するごみの減量に努めるとともに、ごみ処理施設見学会など広報・啓発活動の推進をはじめ、生ごみの堆肥化の推進や企業への働き掛けを通じ、市民の自主的な4R運動の定着を促進し、ごみの減量化・再資源化を図ります。

また、ごみの減量・再生利用、地域コミュニティの醸成につながる集団回収の支援・推進を図ります。

さらに、環境美化指導員等と連携し、廃棄物の適正処理やごみ減量等の施策を推進します。

(2) ごみ処理体制の整備

ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、ごみ処理施設の計画的な施設整備を図ります。

また、西多摩衛生組合構成市町における中間処理・資源化施設の統合・共同処理などについて協議を進めます。

《福 生 市》

(1) 廃棄物処理に関する事項

福生市総合計画【第5期】の中で、廃棄物処理に関する事項は、「大綱2守る」、「施策4 快適な生活環境を守る」、「基本事業8 環境都市の構築」で述べており、施策の方向性及び基本事業は以下のとおりです。また、環境都市の構築における事業指標を表2-3-1に示します。

【施策の方向性】

快適で安全な生活環境を確保するため、国の法令や規制を遵守しながら、環境に配慮した機器設備等の活用及び再生可能エネルギーを推進するとともに、市民・企業・団体との協働による生活環境保全に取り組みます。

また、市民に快適な生活環境を提供するために、下水道施設等の整備・マネジメントを計画的に進めます。

【基本事業】

環境都市の構築

地球温暖化による異常気象の頻発、海面水位の上昇、生態系の異変等、近年の気象・気候の極端化は人々の生活や生態系に著しい影響を与えています。

福生市では、「福生市環境マネジメントシステム (F-e)」をはじめ、市民や団体と協働しながら、まちの環境負荷低減に取り組んでいますが、次世代に住みよい環境を残すため、温室効果ガスの削減等、更なる環境負荷の低減が求められます。

引き続き環境に配慮したまちの構築に向けて、市民と事業者、行政が協働して取り組み、環境施策を推進していきます。また、更なるごみの減量化に努めるとともに、資源物の分別排出の徹底や資源回収等の資源化に向けた取組を促進し、資源循環型社会のまちづくりを目指します。

表2-3-1 環境都市の構築における事業指標

指標名	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
ごみ総排出量	16,504 トン	15,625 トン

《羽 村 市》

(1) 廃棄物処理に関する事項

第六次羽村市長期総合計画前期基本計画では、コンセプト「スマートにくらす」の施策3「自然を大切にし、次世代につなぐまち」の中の方向性1「ごみの減量と資源化の促進」で、廃棄物処理に関する事項について、以下のとおり記載しています。本計画は、羽村市基本構想に示す将来像の実現に向けて、基本計画で示す施策と取組みの方向性に基づく個別計画として、策定します。

【コンセプト】

スマートにくらす

【施策】

自然を大切にし、次世代につなぐまち

【取組みの方向性】

ごみの減量と資源化の促進

- (1) ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、ごみの減量と資源化に取り組めます。
- (2) 適切で安定した廃棄物処理を継続するため、廃棄物処理施設の計画的な修繕を実施し、施設機能の維持保全を図るとともに、周辺地域における共同処理、民間活力の導入などに取り組めます。

《瑞穂町》

(1) 廃棄物処理に関する事項

第5次瑞穂町長期総合計画における施策において、廃棄物処理に関する事項では、「基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち」の「施策分野4 環境にやさしい生活の推進」で、現況と課題について、「瑞穂町の住民1人あたりの1日のごみの排出量は、令和元年度実績で937グラムと多摩地域で3番目に多いことから、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））によるごみの減量の取り組み、「循環型社会」の実現を目指すことが重要です。」と、述べており、以下に、廃棄物に関連する基本施策及び数値目標を示します。

【基本施策】

(1) 循環型社会の推進

3Rを推進するため、リサイクルプラザの適正な管理運営につとめ、ごみの減量と再資源化についての啓発を行うなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【主要な取組】

- 分別収集体系の堅持及び適正な廃棄物処理と再資源化の促進
- リサイクルプラザの効率的・効果的な運営
- 災害廃棄物処理対策

(2) 瑞穂町の主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 一般廃棄物処理基本計画

(3) 数値目標

第5次瑞穂町長期総合計画では、1人1日あたりのごみ排出量の目標値について、以下のとおりとしています。

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
1人1日あたりのごみ排出量	937g (令和元年度)	822g	821g

※ここで示している目標値は、平成29年3月に改定した前計画の目標値を採用。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状



1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

組合構成市町におけるごみ分別区分を以下に示します。

(1) 青梅市

青梅市のごみ分別区分を表 3-1-1 に示します。

表3-1-1 青梅市のごみ分別区分

区 分	主 な 内 容	
燃やすごみ	生ごみ、革製品、ゴム製品、かっぱ、浮き輪、CD、DVD、ビデオテープ等	
燃やさないごみ	硬質プラスチック、金属類	
容器包装プラスチックごみ	 マークの入ったプラスチック製の容器包装	
粗大ごみ	可燃性は50cm、不燃性は30cm以上のもので一般家庭から出る大型ごみ、たんす、机、椅子、ガステーブル等	
せん定枝	庭木等の生枝	
有害ごみ	蛍光管、蛍光灯、乾電池、スプレー缶、ライター、電子タバコ等	
資 源 物	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	カン	飲料用のカン類等
	新聞・折込チラシ	新聞、折込チラシ
	雑誌・雑紙	雑誌、雑紙（シュレッダー屑、菓子箱、OA用紙等）
	ダンボール・飲料用紙パック	ダンボール、紙パック
	繊維類	衣類、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト等
	廃食用油	サラダ油、オリーブ油、菜種油等
	小型家電	携帯電話、電子端末、カメラ、携帯ゲーム機等
	陶磁器	茶碗、花瓶、植木鉢等
ガラス	ガラス食器等	

青梅市から発生したごみ処理フローは図 3-1-1 に示すとおりです。

青梅市から発生した燃やすごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理しています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、せん定枝、有害ごみ及び資源物は青梅市リサイクルセンターで破碎・選別処理され、資源となるものはリサイクルショップ等で再生されます。また、処理過程で発生する破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物については、平成 27 年度から資源化しています。

なお、資源物については、青梅市リサイクルセンターへの搬入以外に資源回収業者へ搬入するルートもあります。

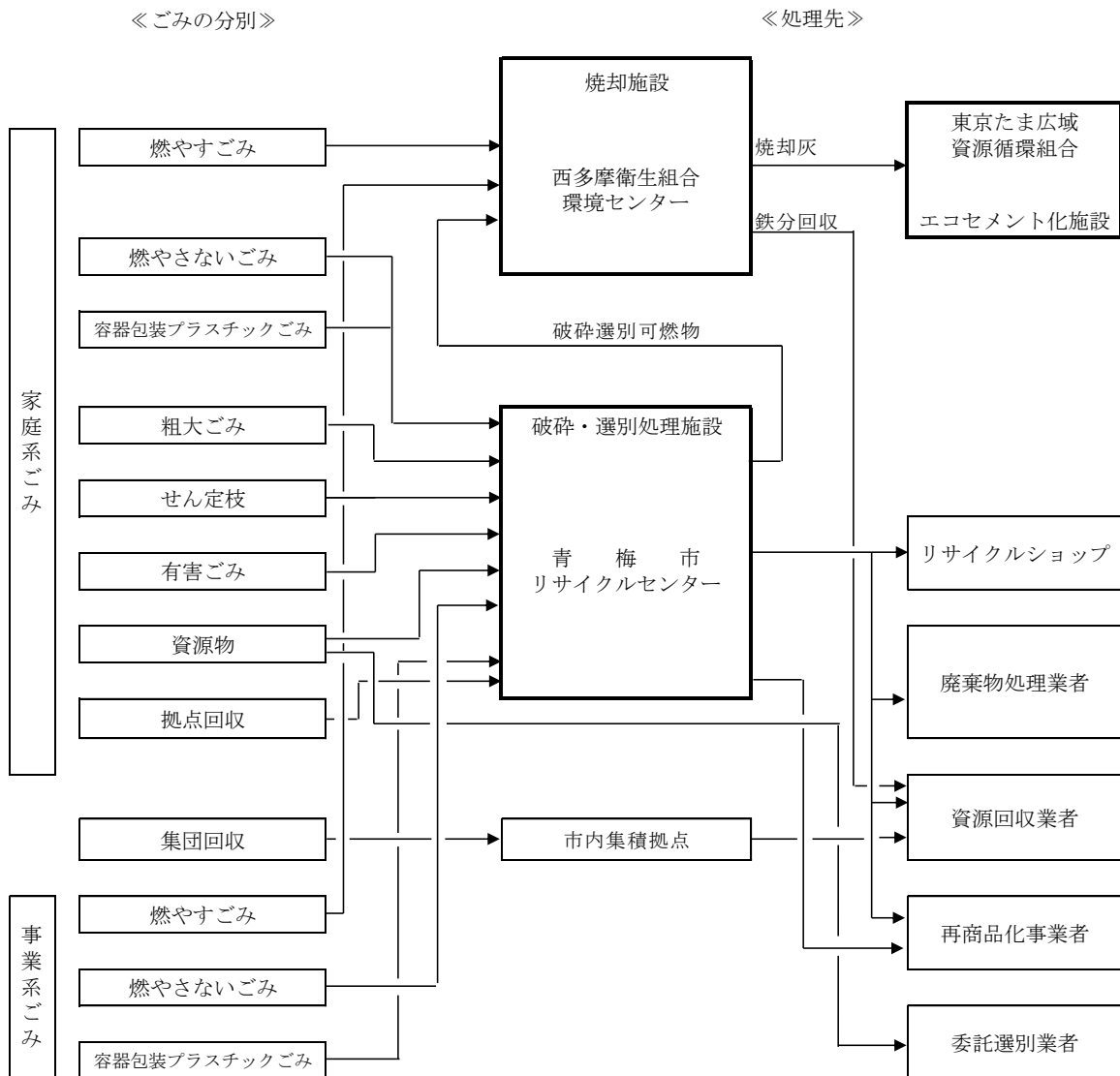




図3-1-1 青梅市のごみ処理フロー

(2) 福生市

福生市のごみ分別区分を表 3-1-2 に示します。

表3-1-2 福生市のごみ分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム製品、軟質プラスチック製品、電磁的記録媒体、草等
燃やせないごみ		ガラス、陶磁器、複合製品
粗大ごみ		1辺の長さが50cm以上のもの（たんす・机・椅子・ガステーブル、スキー板、自転車等）
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		蛍光管、蛍光灯、乾電池、水銀体温計、使い捨てライター、スプレー缶等
資 源 物	ダンボール	ダンボール
	新聞紙	新聞（折り込みチラシ含む）
	雑誌・雑紙	雑誌、シュレッダー屑、菓子箱、紙パック等
	古着・古繊維	衣類、シーツ、カーテン等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	缶	飲料用缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	硬質プラスチック	プラスチック製のバケツ・ポリタンク・洗面器・プランター、CDケース等
	金属	スプーン、フォーク、針金ハンガー、鍋等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	プラスチックボトル	食料品用（食用油・ソース・ドレッシング等） 食料品以外（洗剤・シャンプー・リンス等）
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、電卓、電子辞書、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等

福生市から発生したごみ処理フローは図 3-1-2 に示すとおりです。

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理し、燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物等は福生市リサイクルセンターで破碎・選別等の処理を行い、資源となるものは再商品化事業者等で再生され、破碎選別可燃物は焼却処理をしています。

また、破碎選別不燃物は、平成 29 年度から再資源化処理施設へ搬入し資源化をしています。

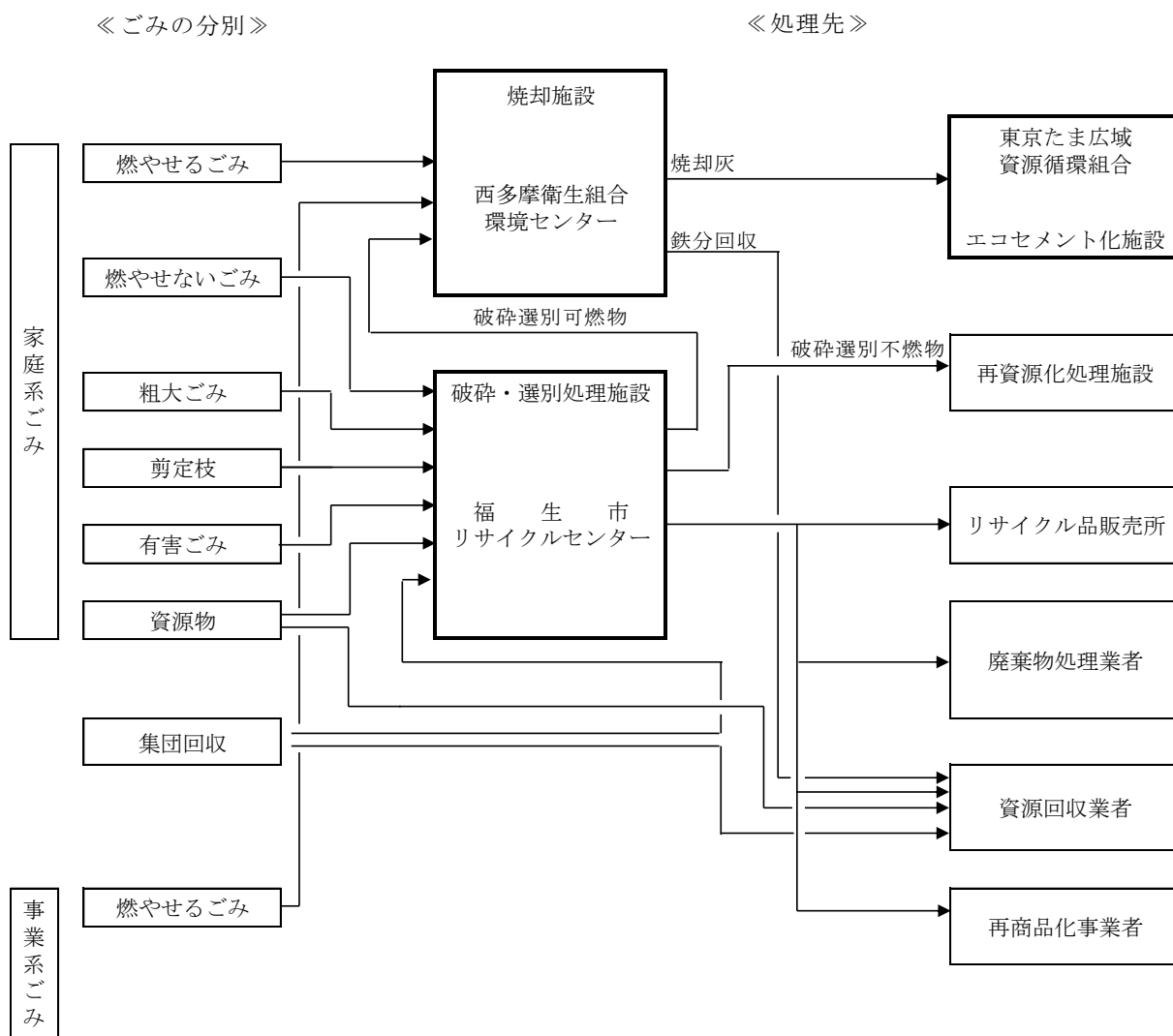




図3-1-2 福生市のごみ処理フロー

(3) 羽村市

羽村市のごみ分別区分を表 3-1-3 に示します。

表3-1-3 羽村市のごみ分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム用品、かっぱ、浮き輪、CD、DVD、ビデオテープ等
燃やせないごみ		ビデオデッキ、電気ストーブ、掃除機、電話機、炊飯器、ラジカセ等
粗大ごみ		大きさ50cm以上のたんす・机・椅子・ガステーブル・スキー板、自転車等
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		蛍光管、蛍光灯、電池、スプレー缶、使い捨てライター等
資源物	ダンボール	ダンボール
	新聞紙	新聞、折り込みチラシ含む
	雑誌・雑紙	雑誌、シュレッダー屑、菓子箱等
	古着・古繊維	衣類、シーツ、カーテン等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	缶	飲料用の缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	硬質プラスチック (製品プラスチック)	プラスチック製のバケツ・ハンガー・ボウル・プリンター、CDケース等
	金属	スプーン、フォーク、針金ハンガー、なべ等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	白色トレイ	白色のトレイ
	紙パック	牛乳、ジュース等のアルミコーティングされていない紙パック

羽村市から発生したごみ処理フローを図 3-1-3 に示します。

羽村市から発生した燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理しています。

燃やせないごみ、粗大ごみ、剪定枝、有害ごみ及び資源物は羽村市リサイクルセンターで破碎・選別等により処理を行い、資源となるものはリサイクル品販売所等で再生されます。また、破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物については、平成 26 年度から資源化しています。

なお、資源物については、羽村市リサイクルセンターへの搬入以外に資源回収業者へ搬入するルートもあります。

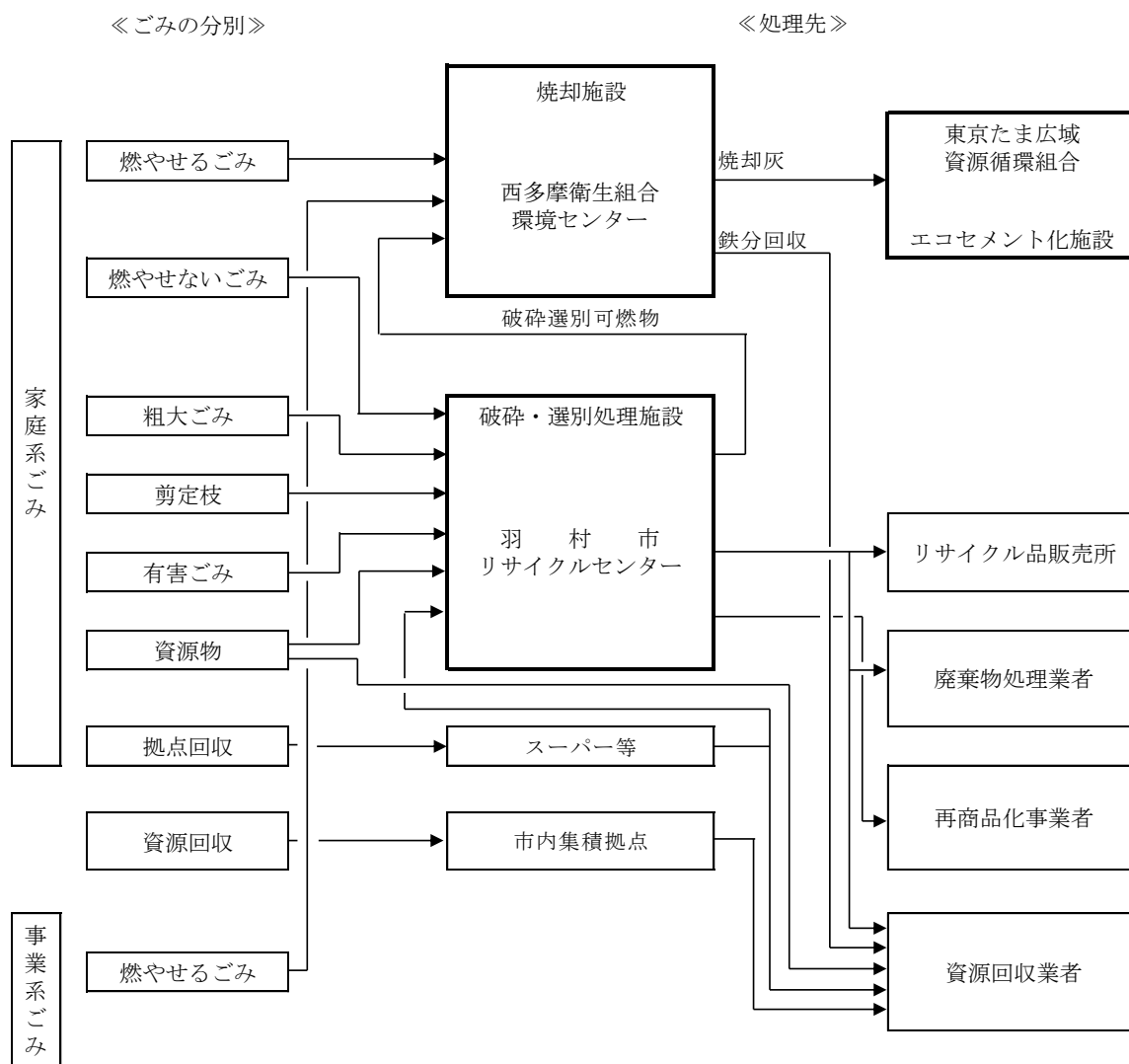




図3-1-3 羽村市のごみ処理フロー

(4) 瑞穂町

瑞穂町のごみ分別区分を表 3-1-4 に示します。

表3-1-4 瑞穂町のごみ分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム用品、くつ、記録媒体（CD、DVD、ビデオテープ・USB等）等
燃やせないごみ		陶磁器、硬質プラスチック（おもちゃ・ボールペン・バケツ等）、長さ50cm未満の小型家電（電話機・電気ポット等）等
粗大ごみ		長さ50cm以上のもの（たんす・棚・机・イス・スキー板、自転車等）
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		電池、蛍光灯・電球、スプレー缶、ライター等
資源物	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	布	衣類（シャツ・ズボン・スカート等）、毛布、カーテン等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器
	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック（牛乳、ジュース等のアルミコーティングされていない紙パック）、雑がみ（食料品や日用品の箱、OA用紙、シュレッダーごみ等）
	カン	飲料用の缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	ガラス	花びん、コップ等
	金属	スプーン、フライパン、金属製のキャップ、包丁等
	小型家電	縦15cm×横30cmの小型家電回収ボックスの投入口に入る使用済み小型家電

瑞穂町から発生したごみ処理フローを図 3-1-4 に示します

瑞穂町から発生した燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理し、燃やせないごみ、粗大ごみ、剪定枝、有害ごみ及び資源物は、みずほリサイクルプラザで破碎・選別等により処理を行い、資源となるものはリサイクル事業者等で再生され、破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物は、平成 28 年度から資源化しています。

なお、資源物については、みずほリサイクルプラザへの搬入以外に直接資源化業者へ搬入するルートもあります。

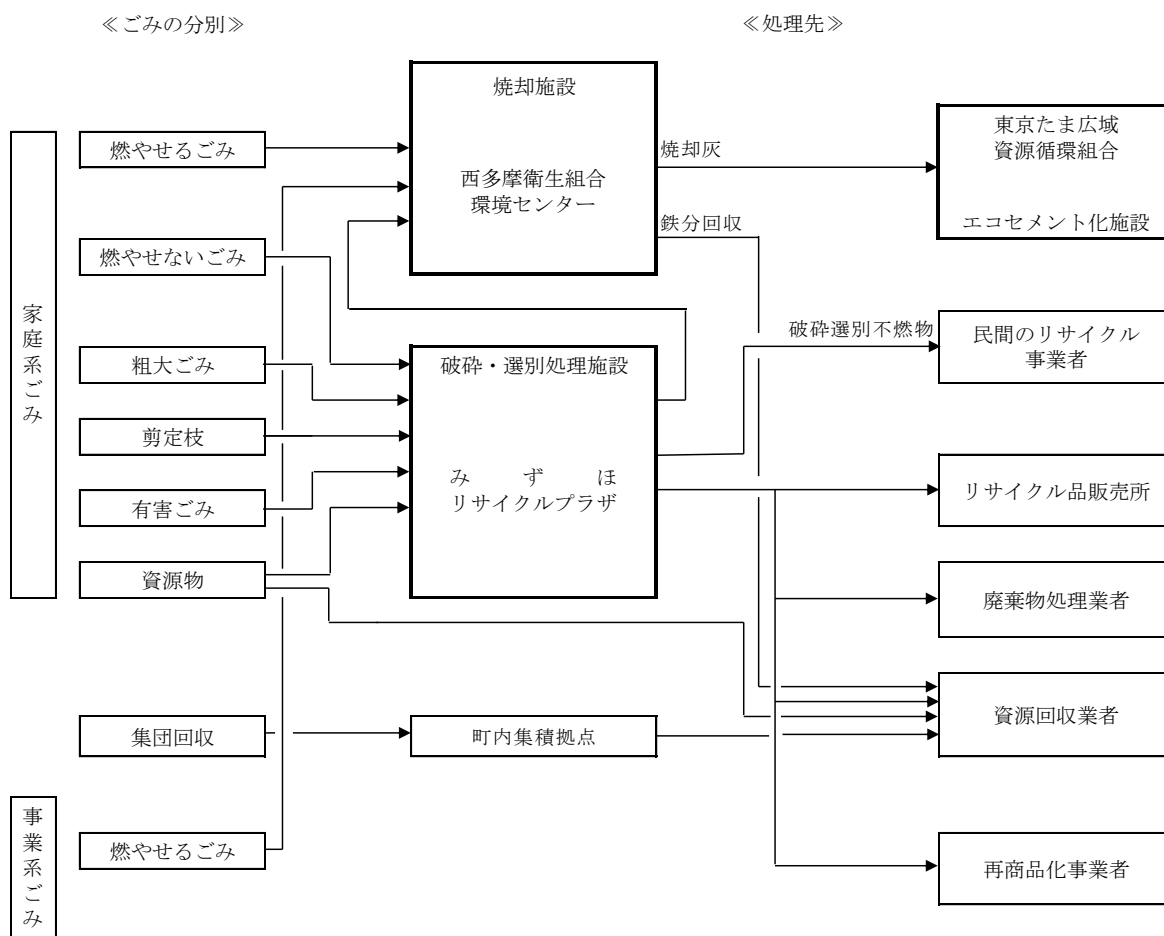


図3-1-4 ごみ処理フロー

2. ごみ量の実績

(1) ごみ収集量の実績

組合構成市町からのごみ収集量実績を表3-1-5に示します。

表3-1-5 ごみ収集量の実績（組合構成市町）

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	284,920	283,448	281,620	279,411	276,641
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487
	燃やせないごみ		2,566	2,503	2,260	2,283	2,520
	一般家庭		2,457	2,390	2,144	2,180	2,428
	公園・公共施設等		78	81	90	77	68
	その他		31	32	26	26	24
	粗大ごみ		2,831	2,828	2,918	3,131	3,551
	回収		989	962	957	1,003	1,082
	持込		1,838	1,862	1,951	2,123	2,465
	その他不法投棄等		4	4	10	5	4
	剪定枝		460	478	562	520	551
	回収		30	23	25	24	18
	持込		430	455	537	496	533
	資源物		17,157	16,721	16,480	16,469	17,966
	缶		850	841	821	831	920
	ビン		1,967	1,848	1,814	1,708	1,805
	ペットボトル		906	893	957	935	981
	白色トレイ		18	17	6	5	5
	容器包装プラスチック		3,250	3,222	3,277	3,319	3,416
	ダンボール		1,635	1,641	1,647	1,691	2,145
	新聞紙		2,265	2,059	1,762	1,646	1,794
	雑誌・雑紙		4,529	4,432	4,228	4,298	4,660
	古着・古繊維		1,293	1,322	1,295	1,381	1,530
	紙パック		35	34	33	33	33
	硬質プラスチック（製品プラスチック）		96	94	103	101	113
	金属		191	192	197	203	262
	廃食用油		3	3	3	2	3
	小型家電		96	94	95	76	25
	陶磁器		16	22	183	182	209
	ガラス		6	6	58	57	64
	家電ボックス・インカートリッジ		1	1	1	1	1
	有害ごみ		114	110	111	110	163
	乾電池		82	81	83	84	89
蛍光管	32	29	28	26	26		
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	48		
家庭系ごみ計			68,143	67,157	66,455	66,495	69,238
集団回収	古紙		5,586	5,280	5,012	4,641	3,372
	古繊維		227	246	240	240	179
	ビン		334	327	322	294	216
	鉄類（スチール缶等）		74	71	68	64	49
	鉄類（アルミ缶等）		108	107	105	101	79
	ペットボトル		38	38	41	40	23
	合計		6,367	6,069	5,788	5,380	3,918
事業系ごみ	燃やせるごみ		12,759	12,578	12,803	13,255	11,782
	燃やせないごみ		13	14	14	23	9
	剪定枝		155	185	124	116	122
	事業系ごみ計		12,927	12,777	12,941	13,394	11,913
ごみ量合計			87,437	86,003	85,184	85,269	85,069
総原単位		g/人・日	840.77	831.28	828.71	833.81	842.48

(2) ごみ処理量の実績

組合構成市町からのごみ処理量の実績を表3-1-6に示します。

表3-1-6 ごみ処理量の実績（組合構成市町）

区 分		実績（家庭系+事業系）（t/年）					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
焼却	燃やせるごみ	57,774	57,095	56,927	57,237	56,269	
	破碎選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131	
	計	62,076	61,388	61,145	61,681	61,400	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	
破碎選別	燃やせないごみ	2,579	2,516	2,274	2,306	2,529	
	処理内訳	破碎選別可燃物	1,840	1,693	1,377	1,349	1,660
		破碎選別不燃物	21	0	0	0	0
		破碎選別資源物	718	823	897	957	869
		その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	破碎選別可燃物	1,874	2,078	1,983	2,123	2,515
		破碎選別不燃物	11	0	0	0	0
		破碎選別資源物	1,066	876	1,120	1,150	1,179
		その他	0	0	0	0	0
	資源物	選別可燃物	588	522	858	972	956
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	10,782	10,694	10,369	10,266	11,439
		その他	0	0	0	0	0
	有害ごみ	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	114	110	111	110	163
		その他	0	0	0	0	0
	直接資源化		6,282	6,042	5,754	5,724	6,101
	その他資源化	破碎選別資源物	12,680	12,503	12,497	12,483	13,650
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	
集団回収		6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	
資源化計（直接+その他）		30,716	30,120	29,453	28,940	29,095	

(3) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業と総資源化率の推移

1) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業

組合構成市町においては、排出抑制・資源化に関する事業を積極的に推進しています。
組合構成市町における排出抑制・資源化に関する事業は以下のとおりです。

【青梅市】

- ① 資源物回収事業
- ② 集団回収事業
- ③ せん定枝回収事業
- ④ 使用済小型家電の回収事業
- ⑤ 廃食用油、陶磁器・ガラスの回収事業
- ⑥ 有害ごみ（乾電池・蛍光管）の回収事業
- ⑦ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

【福生市】

- ① 資源物回収事業
- ② 集団回収事業
- ③ 剪定枝回収事業
- ④ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

【羽村市】

- ① 資源物収集事業
- ② 資源回収事業
- ③ ペットボトル・食品用白色トレイ・紙パック・小型家電・インクカートリッジ
の拠点回収事業
- ④ 剪定枝回収事業
- ⑤ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

【瑞穂町】

- ① 資源物収集事業
- ② 集団回収事業
- ③ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

2) 総資源化率の推移

組合構成市町の過去5年の推移をみると、令和元年度までは、減少していましたが、令和2年度は増加しています。

表3-1-7 総資源化率の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
破碎選別資源物	t/年	12,680	12,503	12,497	12,483	13,650
直接資源化量		6,282	6,042	5,754	5,724	6,101
鉄分回収(資源化)		393	422	434	509	580
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846
集団回収		6,367	6,069	5,788	5,380	3,918
総資源化量計(B)		30,716	30,120	29,453	28,940	29,095
ごみ総排出量(A)		87,437	86,003	85,184	85,269	85,069
総資源化率(B)/(A)	%	35.1	35.0	34.6	33.9	34.2

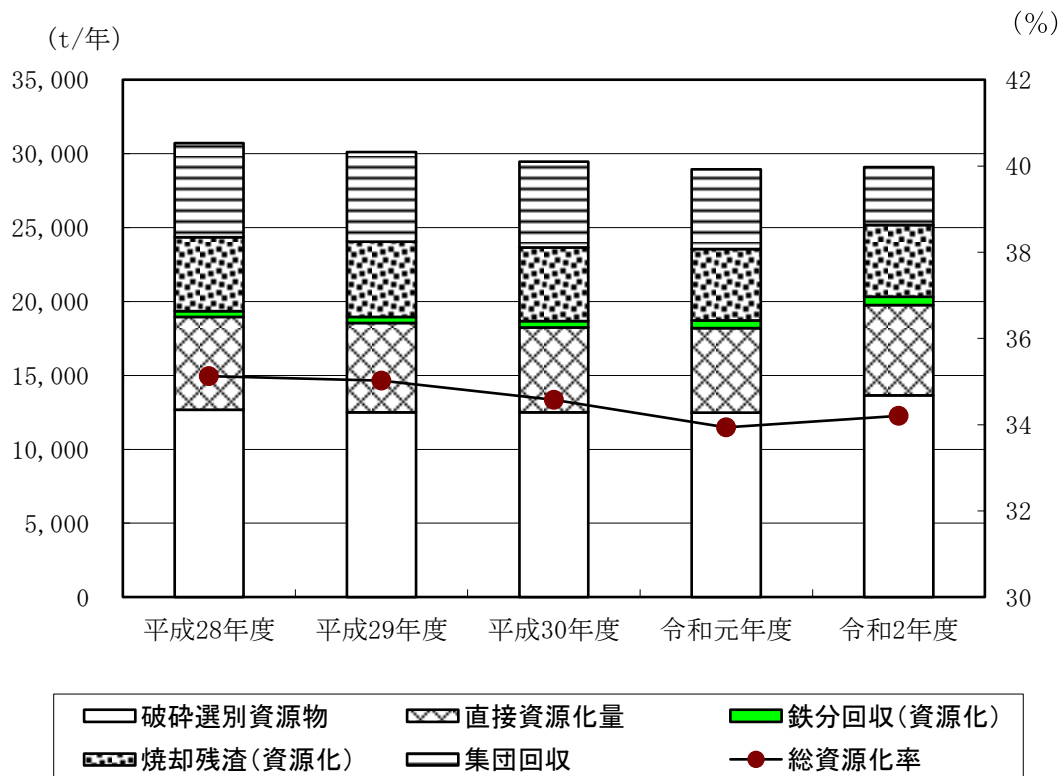


図3-1-5 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本組合に搬入されているごみ質分析結果を表3-1-8に示します。

表3-1-8 ごみ質分析結果

採取月	単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			ごみ組成割合 (水分含まず)									低位 発熱量 (実測値)	
		水分	灰分	可燃分	紙類	布類	プラス チック類	コム・皮革 類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他	(kcal/kg)	(kJ/kg)	
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成 28 年度	4月	122	42.29	4.81	52.90	44.2	3.1	34.6	0.0	8.2	4.3	2.3	3.3	2,540	10,632
	5月	196	44.97	5.21	49.82	34.1	8.2	31.3	0.0	19.7	3.1	1.6	2.0	2,150	9,000
	6月	209	48.67	5.44	45.89	42.5	3.1	29.3	0.0	19.1	4.1	1.1	0.8	1,840	7,702
	7月	139	44.06	8.10	47.84	28.3	12.8	34.7	0.0	18.6	2.3	0.6	2.7	2,020	8,456
	8月	249	56.97	4.39	38.64	25.6	4.6	36.9	0.0	17.5	14.5	0.5	0.4	1,540	6,446
	9月	198	51.91	5.04	43.05	36.4	7.6	28.4	0.0	16.6	8.9	1.4	0.7	2,110	8,832
	10月	195	51.93	4.67	43.40	31.8	7.0	38.1	0.0	16.3	2.7	3.4	0.7	2,350	9,837
	11月	164	42.14	4.54	53.32	33.5	9.5	34.0	0.0	13.8	6.7	0.4	2.1	2,760	11,553
	12月	195	51.55	5.22	43.23	44.7	17.0	16.7	0.0	12.7	4.8	2.1	2.0	1,890	7,912
	1月	219	49.78	5.68	44.54	33.9	6.3	41.6	0.0	3.2	11.3	2.6	1.1	2,330	9,753
	2月	182	47.28	3.95	48.77	38.2	7.5	37.5	0.0	6.7	8.9	0.5	0.7	2,580	10,800
	3月	142	37.57	4.59	57.84	42.9	10.4	40.3	0.0	3.5	2.0	0.0	0.9	3,240	13,563
	平均	184	47.43	5.14	47.43	36.3	8.1	33.6	0.0	13.0	6.1	1.4	1.5	2,279	9,541
平成 29 年度	4月	196	43.01	4.54	52.45	39.4	6.5	43.7	0.0	5.2	1.2	1.9	2.1	2,990	12,516
	5月	161	43.25	3.64	53.11	20.3	15.4	37.6	0.0	19.0	6.4	0.8	0.5	2,850	11,930
	6月	181	45.47	4.94	49.59	28.6	7.4	27.2	0.0	22.1	11.2	2.0	1.5	2,400	10,046
	7月	221	45.12	5.38	49.50	30.3	12.9	36.7	0.0	12.6	4.3	2.7	0.5	2,350	9,837
	8月	266	50.83	5.85	43.32	38.9	1.8	35.3	0.0	16.6	5.0	1.4	1.0	2,160	9,042
	9月	169	43.92	4.70	51.38	50.9	1.6	37.1	0.0	8.0	1.4	0.3	0.7	2,740	11,470
	10月	208	50.79	4.45	44.76	38.0	8.7	29.7	0.0	12.9	8.6	1.4	0.7	2,370	9,921
	11月	246	46.46	3.54	50.00	33.2	2.3	34.3	0.0	24.5	4.5	0.5	0.7	2,600	10,884
	12月	179	39.59	9.61	50.80	37.5	3.4	31.1	0.0	15.8	4.0	7.7	0.5	2,790	11,679
	1月	169	45.52	6.22	48.26	47.8	5.8	12.4	0.0	22.7	9.1	0.4	1.8	1,960	8,205
	2月	201	39.31	5.86	54.83	33.5	13.7	34.4	0.0	12.3	2.3	3.1	0.7	2,910	12,181
	3月	168	40.30	6.52	53.18	43.3	2.4	35.0	0.0	9.7	7.9	0.8	0.9	3,080	12,893
	平均	197	44.46	5.44	50.10	36.8	6.8	32.9	0.0	15.1	5.5	1.9	1.0	2,600	10,884
平成 30 年度	4月	162	44.67	3.87	51.46	30.1	17.4	34.8	0.0	8.2	8.4	0.7	0.4	2,850	11,930
	5月	122	43.90	5.95	50.15	35.1	6.9	34.8	0.0	12.7	8.9	0.4	1.2	2,710	11,344
	6月	153	42.73	4.97	52.30	37.0	4.2	38.4	0.0	10.1	9.6	0.0	0.7	2,790	11,679
	7月	236	48.84	4.09	47.07	41.1	9.5	24.8	0.7	17.4	5.4	0.9	0.2	2,350	9,837
	8月	158	47.44	3.69	48.87	54.1	2.8	26.0	0.0	13.4	2.5	0.8	0.4	2,300	9,628
	9月	207	46.99	3.33	49.68	35.5	3.5	34.9	0.0	19.0	6.9	0.0	0.2	2,770	11,595
	10月	180	48.82	3.67	47.51	39.7	1.3	32.2	0.0	25.3	0.9	0.0	0.6	2,370	9,921
	11月	198	54.15	5.05	40.80	38.9	0.0	30.4	0.0	19.7	8.9	1.9	0.2	2,060	8,623
	12月	152	45.53	5.38	49.09	42.2	4.9	32.7	0.0	10.7	7.9	0.4	1.2	2,690	11,260
	1月	204	41.19	5.53	53.28	36.4	4.7	39.7	0.0	10.7	6.2	1.8	0.5	2,990	12,516
	2月	192	41.90	6.97	51.13	46.3	0.8	33.6	0.0	7.4	6.8	4.7	0.4	2,740	11,470
	3月	155	41.34	4.90	53.76	42.5	6.3	30.2	0.8	11.5	6.1	1.6	1.0	2,640	11,051
	平均	177	45.63	4.78	49.59	39.9	5.2	32.7	0.1	13.8	6.6	1.1	0.6	2,605	10,905
令和 元 年度	4月	223	47.10	6.08	46.82	35.0	6.6	27.7	0.0	20.8	6.3	2.3	1.3	2,440	10,214
	5月	136	42.58	5.47	51.95	33.5	1.9	35.2	0.0	13.8	11.5	0.5	3.6	2,740	11,470
	6月	159	51.83	3.86	44.31	28.8	2.3	42.1	2.0	15.0	9.1	0.0	0.7	2,380	9,963
	7月	150	47.96	5.53	46.51	37.0	6.0	31.2	1.0	7.5	16.1	0.2	1.0	2,370	9,921
	8月	172	53.66	3.27	43.07	43.0	5.2	31.6	0.0	15.6	4.2	0.1	0.3	2,220	9,293
	9月	165	47.31	5.45	47.24	30.2	3.9	49.8	0.0	8.6	5.0	2.1	0.4	2,520	10,549
	10月	126	41.62	4.84	53.54	31.2	11.1	36.9	0.0	19.0	0.9	0.0	0.9	2,630	11,009
	11月	155	36.36	5.65	57.99	21.3	6.9	42.9	0.0	20.4	6.9	1.1	0.5	2,870	12,014
	12月	131	45.64	5.42	48.94	28.7	17.3	29.9	0.5	18.3	2.5	2.0	0.8	2,620	10,967
	1月	132	43.10	7.80	49.10	33.3	1.3	47.9	0.0	9.4	5.8	1.6	0.7	2,880	12,056
	2月	139	36.87	5.55	57.58	34.4	9.6	39.3	0.0	7.7	8.4	0.3	0.3	3,170	13,270
	3月	131	51.13	3.84	45.03	31.5	5.8	34.1	0.0	12.5	14.1	1.3	0.7	2,360	9,879
	平均	152	45.43	5.23	49.34	32.3	6.5	37.4	0.3	14.0	7.6	1.0	0.9	2,600	10,884
令和 2 年度	4月	172	49.82	9.45	40.73	43.5	5.1	20.8	1.0	7.3	15.2	1.0	6.1	1,970	8,246
	5月	159	41.34	8.48	50.18	41.1	5.0	22.7	0.8	13.1	7.0	4.9	5.4	2,320	9,712
	6月	216	44.05	7.32	48.63	22.9	7.4	18.7	1.5	27.7	7.5	1.9	12.4	2,280	9,544
	7月	203	53.23	5.67	41.10	39.3	3.0	25.7	0.4	12.2	12.4	4.4	2.6	1,810	7,577
	8月	213	52.10	4.91	42.99	30.9	8.0	25.7	0.0	16.6	10.9	1.5	6.4	1,900	7,953
	9月	203	45.10	6.02	48.88	37.3	6.2	25.5	0.5	9.4	15.2	0.9	5.0	2,180	9,125
	10月	165	45.02	6.17	48.81	22.5	8.3	27.8	0.0	17.3	11.0	1.8	11.3	2,330	9,753
	11月	195	44.60	4.96	50.44	36.1	5.3	25.1	0.7	12.7	10.3	0.7	9.1	2,260	9,460
	12月	245	45.00	9.06	45.94	38.7	4.7	25.0	1.0	12.0	5.7	4.4	8.5	2,050	8,581
	1月	162	34.13	12.19	53.68	34.4	8.0	30.0	3.7	7.8	4.0	7.1	5.0	2,760	11,553
	2月	236	48.25	6.48	45.27	27.4	9.2	25.6	0.8	8.6	20.9	3.8	3.7	2,120	8,874
	3月	132	41.43	7.20	51.37	44.7	5.1	27.9	0.2	6.0	9.1	3.8	3.2	2,490	10,423
	平均	192	45.34	7.33	47.33	34.9	6.3	25.0	0.9	12.6	10.8	3.0	6.5	2,206	9,234

※ 1kcal=4.186kJ

第2節 収集・運搬の現状

1. 計画収集区域

計画収集区域は、組合構成市町行政区域の全域です。

2. 収集・運搬体制

組合構成市町におけるごみ種別の収集・運搬体制は以下のとおりです。

表3-2-1 収集・運搬体制（組合構成市町）

【青梅市】		収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料
	燃やすごみ	2回/週	委託	戸別	市指定袋（緑色）	有料
	燃やさないごみ	1回/月	委託	戸別	市指定袋（オレンジ色）	有料
	容器包装プラスチックごみ	3～4回/月	委託	戸別	市指定袋（紫色）	有料
	粗大ごみ	随時	直営・委託	直接持込/ 自宅回収	-	有料
	せん定枝	随時	直営	直接持込	-	無料
		月～金		自宅回収		有料
	有害ごみ	1回/週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
		随時	直営	直接持込	-	
資源物	ペットボトル	1回/週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ビン	2回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
	カン	2～3回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
	新聞・折込チラシ	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑誌・雑紙	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	ダンボール・飲料用紙パック	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	繊維類	1回/月	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	廃食用油	随時	直営	直接持込	-	無料
	小型家電	随時	直営	拠点回収	-	無料
	陶磁器	2回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
		随時	直営	直接持込	-	
	ガラス類	2～3回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
		随時	直営	直接持込	-	

【福生市】

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/1週	委託	戸別	市指定収集袋（水色）	有料	
燃やせないごみ	1回/4週	委託	戸別	市指定収集袋（黄色）	有料	
粗大ごみ	随時	委託	戸別	なし	有料	
剪定枝	随時	委託	戸別	なし	無料	
有害ごみ	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋（一部任意の容器）	無料	
資源物	ダンボール	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	新聞紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	雑誌・雑紙	1回/2週	委託	戸別	なし	無料
	古着・古繊維	1回/4週	委託	戸別	なし	無料
	ビン	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	缶	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	容器包装プラスチック	1回/1週	委託	戸別	中身の見える袋	無料
	硬質プラスチック	1回/2週	委託	戸別	中身の見える袋	無料
	金属	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ペットボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	プラスチックボトル	1回/2週	委託	戸別	任意の容器	無料
	小型家電	1回/4週	委託	戸別	中身の見える袋	無料

【羽村市】

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/週	委託	戸別	市指定収集袋（青色）	有料	
燃やせないごみ	1回/月	委託	戸別	市指定収集袋（黄色）	有料	
粗大ごみ	随時	委託	戸別	なし	有料	
剪定枝	2回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料	
有害ごみ	1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料	
資源物	缶	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ビン	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ペットボトル	2回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
		随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	白色トレイ	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	容器包装プラスチック	1回/週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	ダンボール	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	新聞紙	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑誌・雑紙	1回/週	委託	戸別	紙袋またはひもで束ねる	無料
	古着・古繊維	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	紙パック	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	硬質プラスチック	2回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	金属	1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料

【瑞穂町】

区分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やせるごみ	2回/週	委託	戸別	指定収集袋（クリーム）	有料	
燃やせないごみ	隔週	委託	戸別	指定収集袋（水色）	有料	
粗大ごみ	随時	直営	戸別	なし	有料	
剪定枝	2回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料	
	随時	直営		なし	有料	
有害ごみ	隔週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料	
資源物	缶	隔週	戸別	任意の容器	無料	
	ビン	隔週	戸別	任意の容器	無料	
	ペットボトル	隔週	戸別	透明または半透明の袋	無料	
	容器包装プラスチック	1回/週	戸別	透明または半透明の袋	無料	
	ダンボール・新聞紙・雑誌	隔週	戸別	ひもで束ねる	無料	
	雑がみ	隔週	委託	戸別	ひもで束ねるか、紙袋や紙箱等に入れる、シュレッダーごみのみ透明または半透明の袋可	無料
	古着・古繊維	隔週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	紙パック	隔週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	ガラス	隔週	委託	戸別	任意の容器	無料
	小型家電	1回/月	直営	拠点	なし	無料

3. 収集・運搬量の推移

組合構成市町の収集・運搬量の推移を表 3-2-2 に示します。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487
	燃やせないごみ		2,566	2,503	2,260	2,283	2,520
	容器包装プラスチック※		1,540	1,505	1,546	1,570	1,599
	粗大ごみ		2,831	2,828	2,918	3,131	3,551
	剪定枝		460	478	562	520	551
	資源物		15,617	15,216	14,934	14,899	16,367
	有害ごみ		114	110	111	110	163
	家庭系ごみ計		68,143	67,157	66,455	66,495	69,238
事業系ごみ	燃やせるごみ	t/年	12,759	12,578	12,803	13,255	11,782
	燃やせないごみ		13	14	14	23	9
	剪定枝		155	185	124	116	122
	事業系ごみ計		12,927	12,777	12,941	13,394	11,913
ごみ量合計			81,070	79,934	79,396	79,889	81,151

※：組合構成市町では、資源物として回収している容器包装プラスチックを、青梅市では、資源物とは別に収集しているため、青梅市の実績を別計上しています。

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

燃やせるごみについては、本組合の焼却施設（環境センター）で共同処理しています。なお、環境センターでは、施設の延命化を図るため、平成25年度から令和元年度に基幹的設備改良工事を実施しました。

また、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ及び剪定枝等については、組合構成市町で有している各中間処理施設で処理しています。

環境センターにおける焼却処理後の焼却灰は、エコセメントの原料として再生利用しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力（炉数）	480t/日（160t/日×3炉）
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡（工場棟：6,408㎡、管理棟：666㎡）
延床面積	15,536㎡（工場棟：14,226㎡、管理棟：1,310㎡）
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式（最大1,980kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧＋触媒入りバグフィルター＋脱硝反応塔

表3-3-2 組合構成市町のリサイクル施設の概要

【青梅市】

区 分	内 容
施設名称	青梅市リサイクルセンター
所在地	青梅市新町6-9-1
竣工年月	昭和59年4月
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包
処理対象	燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、粗大ごみ、せん定枝、有害ごみ、資源物
処理能力	48.37t/日（破碎、圧縮、圧縮梱包）
総事業費	2,387,000千円

【福生市】

区 分	内 容
施設名称	福生市リサイクルセンター
所在地	福生市熊川1566番地4
竣工年月	平成9年4月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	33t/5h 資源物（ビン類、缶類）8t/5h 燃やせないごみ（可燃系、不燃系、残渣系）21t/5h 粗大ごみ（可燃系、不燃系、残渣系）4t/5h
総事業費	1,524,400千円

【羽村市】

区 分	内 容
施設名称	羽村市リサイクルセンター
所在地	羽村市羽4221番地1
竣工年月	平成8年3月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	30t/5h 粗大・不燃ごみ（20.79t/5h） 缶類（1.26t/5h） ビン類（2.95t/5h） 容器包装プラスチック（5.0t/5h）
総事業費	2,079,570千円

【瑞穂町】

区 分	内 容
施設名称	みずほりサイクルプラザ
所在地	瑞穂町大字箱根ヶ崎1723番地
竣工年月	平成15年2月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	16.57t/5h 破碎（4.73t/5h） 缶類（1.56t/5h） ペットボトル（0.41t/5h） ビン類（2.10t/5h） 紙・布（5.69t/5h） 有害ごみ（0.08t/5h） 容器包装プラスチック（2.0t/5h）
総事業費	1,312,500千円

2. 中間処理量の推移

西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やせるごみ及び組合構成市町のリサイクル施設における中間処理量の推移を表3-3-3に示します。

破碎選別不燃物は、平成29年度から全量資源化しています。

表3-3-3 中間処理量の推移

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
青梅市	焼却量内訳	燃やすごみ	27,297	27,027	26,994	27,265	27,142	
		破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	
		計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366	
	リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790	
		その他	0	0	0	0	0	
	計	9,849	9,719	9,464	9,685	11,014		
	福生市	焼却量内訳	燃やせるごみ	11,079	10,837	10,782	10,770	10,544
			破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149
計			12,038	11,775	11,774	11,770	11,693	
リサイクルセンター 搬入物処理内訳		破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149	
		破碎選別不燃物	32	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	1,867	1,870	1,860	1,830	1,862	
		その他	0	0	0	0	0	
計		2,858	2,808	2,852	2,830	3,011		
羽村市		焼却量内訳	燃やせるごみ	11,084	10,897	10,961	11,150	10,834
			破碎選別可燃物	860	829	827	868	978
	計		11,944	11,726	11,788	12,018	11,812	
	リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978	
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853	
		その他	0	0	0	0	0	
	計	2,547	2,487	2,566	2,604	2,831		
	瑞穂町	焼却量内訳	燃やせるごみ	8,314	8,334	8,190	8,052	7,749
			破碎選別可燃物	638	655	692	691	780
計			8,952	8,989	8,882	8,743	8,529	
リサイクルプラザ 搬入物処理内訳		破碎選別可燃物	638	655	692	691	780	
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	1,122	1,127	1,141	1,117	1,145	
		その他	0	0	0	0	0	
計		1,760	1,782	1,833	1,808	1,925		
組合構成市町		焼却量内訳	燃やせるごみ	57,774	57,095	56,927	57,237	56,269
			破碎選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131
	計		62,076	61,388	61,145	61,681	61,400	
	リサイクル施設 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131	
		破碎選別不燃物	32	0	0	0	0	
		破碎選別資源物	12,680	12,503	12,497	12,483	13,650	
		その他	0	0	0	0	0	
	計	17,014	16,796	16,715	16,927	18,781		

第4節 最終処分場の現状

1. 最終処分場の概要

焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成29年度から全量を資源化しています。

表3-4-1に東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、表3-4-2に二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	造成工事：平成15年2月 建設工事：平成16年1月 本格稼働：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等 ^(注1) の処理能力 約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産能力 約430t（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰 ^(注2) 及び二ツ塚処分場に分割埋立 ^(注3) された焼却残渣他
総事業費	約27,200,000千円

(注1) 焼却残渣：焼却灰（焼却後の残渣物）及び飛灰（集じん機により補修された排ガス中のばいじん）

(注2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で補修されたばいじん

(注3) 分割埋立：埋立てられた焼却残渣の再処理（エコセメント化）を行うため平成12年9月より、焼却残渣と不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋立てを開始

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000㎡
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000m ³
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設年月	第1期工事：平成7年度～平成10年度
	第2期工事：平成12年度～平成14年度
埋立期間	平成10年1月～令和10年3月（予定）※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2. 最終処分量の推移

焼却残渣については、平成 18 年度まで埋め立てを行っていましたが、平成 19 年度以降は、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 28 年度までは埋立処分を行っていましたが、平成 29 年度以降は、全量を資源化に変更したことから、埋立処分がゼロとなりました。

表3-4-3 最終処分量の推移

(t/年)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
青梅市	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
福生市	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
	破碎選別不燃物	32	0	0	0	0
	計	32	0	0	0	0
羽村市	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
瑞穂町	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
組合構成市町	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
	破碎選別不燃物	32	0	0	0	0
	計	32	0	0	0	0

第5節 ごみ処理の課題

1. 収集・運搬に関する課題

- ① 脱炭素社会対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- ② 広域処理の取り組みとして、西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議して、社会経済情勢に対応した分別品目等の統一を図る必要があります。

2. 中間処理に関する課題

- ① 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、今後も適切な維持管理を行い、安定的な処理を継続して行っていく必要があります。
- ② 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、第1期基幹的設備改良工事実施後、新設の焼却施設と同様に15年以上の稼働を予定しています。そのため、今後の組合運営について、社会経済情勢の変化に合わせた運営方針を適切な時期に検討するよう努めます。
- ③ 既設施設の施設維持整備工事等により、適正に管理しながら施設の強靱性を確保していく必要があります。
- ④ 施設能力に余剰が発生する場合には、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要があります。
- ⑤ 周辺住民の意見集約を行いながら施設稼働能力の有効活用を検討する必要があります。
- ⑥ 地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取り組みを促進する必要があります。
- ⑦ 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第1期基幹的設備改良工事が令和元年度に完了しました。今後も、安定的な処理を継続するために、第2期基幹的設備改良工事を検討していく必要があります。
- ⑧ 今後、西多摩衛生組合敷地内の一部を災害廃棄物の二次仮置き場として活用できるよう西多摩衛生組合及び組合構成市町で、確保していく必要があります。
- ⑨ 中間処理施設の効率的な運営を目的として、処理能力や稼働率の検証や地域性を考慮し、西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議しながら施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

3. その他の課題

- ① 焼却施設の建設にあたり、周辺住民との同意条件として、平成13年度にフレッシュランド西多摩が開設され、その後、21年が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、令和3年度に温泉掘削工事を実施し、令和5年度に浴槽を含む浴場施設全般の更新等、施設の大規模改修工事を行う必要があります。
- ② 今後、フレッシュランド西多摩の施設の運営体制及び施設の使用料等の見直しを検討していく必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表3-6-1及び図3-6-1に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は、青梅市では人口10万人から15万人の62市、福生市及び羽村市では人口5万人～10万人未満の95市、瑞穂町では人口2万人から5万人未満の129町です。この95市の平均値等が表3-6-1に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

人口1人1日当たりごみ総排出量は、各市町平均よりやや低く、比較的良好であり、資源回収率は平均より非常に高い水準にあります。また、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、平均を超えた経費等になっています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人/年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
青 梅 市	平均	0.89	0.202	0.064	13,640	42,423
	最大	1.345	0.50	0.173	21,900	76,113
	最小	0.609	0.07	0	7,216	23,452
	本市実績	0.826	0.277	0	18,880	55,221
	指数値	107.2	137.1	200.0	61.6	69.8
福 生 市	平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
	最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
	最小	0.674	0.045	0	6,937	19,389
	本市実績	0.775	0.287	0	18,200	56,412
	指数値	112.1	158.6	200.0	56.8	61.5
羽 村 市	平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
	最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
	最小	0.674	0.045	0	6,937	19,389
	本市実績	0.837	0.292	0	17,556	49,717
	指数値	105.1	161.3	200.0	61.8	78.0
瑞 穂 町	平均	0.9	0.183	0.075	13,085	40,131
	最大	1.605	0.50	0.285	29,592	80,308
	最小	0.637	0.04	0	4,455	15,252
	本市実績	0.961	0.251	0	23,261	58,054
	指数値	93.2	137.2	200.0	22.2	55.3

※指数値とは、平均値を100とした場合の対比値のこと。

表3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	算出式: ごみ総排出量 ÷ 365(or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³ 指数化の方法: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる。
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: 資源化量 ÷ ごみ総排出量 指数化の方法: 実績値 ÷ 平均値 × 100	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
廃棄物のうち 最終処分される割合	算出式: 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 指数化の方法: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
人口1人当たり 年間処理経費	算出式: 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口 指数化の方法: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費は少なくなる。
最終処分減量に 要する費用	算出式: (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量) 指数化の方法: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる。

第4章 ごみ排出量の推計

第1節 計画収集人口

組合構成市町における将来人口を表 4-1-1 に示します。

表4-1-1 計画収集人口の推移

単位：人

年 度	組合構成市町	青梅市	福生市	羽村市	瑞穂町
令和3年度	276,273	132,043	57,186	54,387	32,657
令和4年度	275,159	131,795	56,865	53,991	32,508
令和5年度	274,011	131,547	56,530	53,595	32,339
令和6年度	273,020	131,299	56,157	53,199	32,365
令和7年度	271,999	131,052	55,766	52,805	32,376
令和8年度	270,533	130,331	55,352	52,369	32,481
令和9年度	269,047	129,610	54,930	51,933	32,574
令和10年度	267,540	128,889	54,488	51,497	32,666
令和11年度	266,005	128,168	54,028	51,061	32,748
令和12年度	264,465	127,449	53,568	50,623	32,825
令和13年度	262,688	126,575	53,096	50,127	32,890
令和14年度	260,890	125,701	52,611	49,631	32,947
令和15年度	259,084	124,827	52,124	49,135	32,998
令和16年度	257,260	123,953	51,625	48,639	33,043
令和17年度	255,417	123,077	51,110	48,144	33,086
令和18年度	253,447	122,118	50,591	47,616	33,122

第2節 ごみ排出量の推計

組合のごみ排出量の推計は、以下に示す組合構成市町へのごみ排出量の推計結果をまとめたものとしします。

1. 計画手法とその手順

ごみ排出量は、過去 5 年間のごみ排出量原単位実績 (g/人・日) とごみ排出量実績 (t/年) を基に、回帰式による推計を行います。

中間処理量は、排出量原単位に人口及び日数を乗じて算出した各年のごみ排出量推計に、過去 5 年間平均の各施設の処理率 (焼却残渣率、破碎・選別率等) を乗じて算出します。

① 直線式	【 $y=ax+b$ 】
② 分数式	【 $y=a/x+b$ 】
③ ルート式	【 $y=ax^{1/2}+b$ 】
④ 対数式	【 $y=a\log x+b$ 】
⑤ べき乗式	【 $y=ax^b$ 】
⑥ 指数式	【 $y=ab^x$ 】

回帰式とは、ある変数 (目的変数) について、別の変数を用いて推計するための推計式です。

y : 目的変数

x : 説明変数

a、b : 係数または定数

回帰式の当てはまりの良さを示す指標として、決定係数（最大値=1）があります。

本計画では、平成 28 年度から令和 2 年度の過去 5 年間の実績を用いて回帰式による推計を行います。

原則として、決定係数が上位の回帰式を採用しますが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、排出量実績等を考慮した数値あるいは、最も適切と思われる回帰式を採用する場合があります。

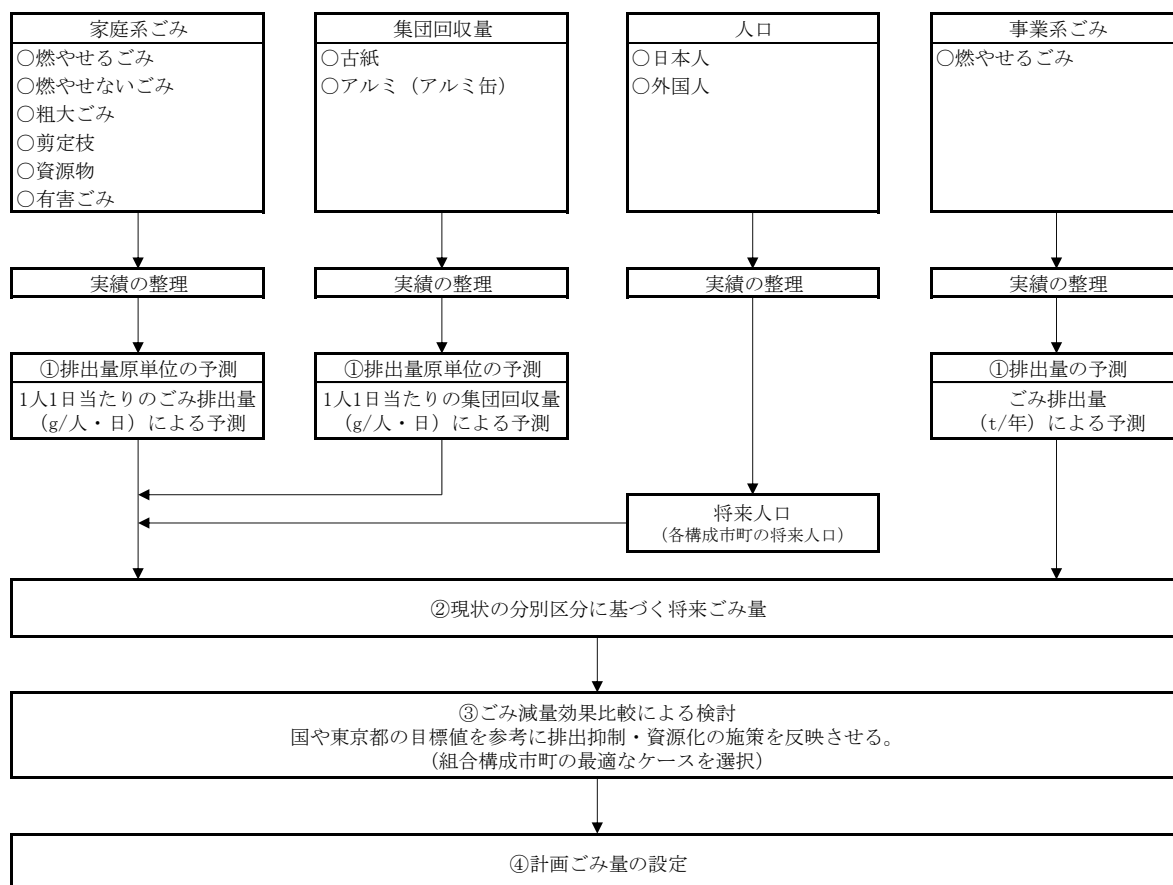


図4-2-1 将来人口及びごみ量推定フロー

2. 現況推移の推計結果

本組合の現況推移の推計結果を表 4-2-1、ごみ処理量の推計結果を表 4-2-2 に示します。

表4-2-1 現況推移の推計結果

項目	単位	実績値 年度					推計値 年度																																				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18																					
		行政区域内人口																						人	284,920	283,448	281,620	279,411	276,641	276,273	275,159	274,011	273,020	271,999	270,533	269,047	267,540	266,005	264,465	262,688	260,890	259,084	257,260
家庭系ごみ	燃やせるごみ	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487	43,995	43,949	44,016	43,871	43,839	43,734	43,745	43,511	43,390	43,266	43,223	42,936	42,766	42,590	42,526	42,205																					
	燃やせないごみ	2,566	2,503	2,260	2,283	2,520	2,350	2,341	2,339	2,329	2,323	2,316	2,314	2,297	2,289	2,279	2,275	2,258	2,245	2,235	2,228	2,208																					
	一般家庭	2,457	2,390	2,144	2,180	2,428	2,243	2,235	2,233	2,223	2,218	2,212	2,209	2,193	2,185	2,177	2,173	2,157	2,144	2,134	2,127	2,109																					
	公園・公共施設等	78	81	90	77	68	79	79	79	79	78	78	79	78	78	77	77	76	76	76	76	75																					
	その他	31	32	26	26	24	28	27	27	27	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	24																					
	粗大ごみ	2,831	2,828	2,918	3,131	3,551	3,253	3,278	3,303	3,310	3,321	3,323	3,334	3,324	3,321	3,316	3,316	3,298	3,288	3,275	3,272	3,248																					
	回収	989	962	957	1,003	1,082	1,038	1,049	1,059	1,065	1,069	1,073	1,080	1,080	1,081	1,082	1,085	1,082	1,081	1,079	1,080	1,074																					
	持込	1,838	1,862	1,951	2,123	2,465	2,209	2,223	2,238	2,239	2,246	2,244	2,248	2,238	2,234	2,228	2,225	2,210	2,201	2,190	2,186	2,168																					
	その他不法投棄等	4	4	10	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																					
	剪定枝	460	478	562	520	551	543	543	545	545	544	544	543	540	539	538	537	532	530	528	527	521																					
	回収	30	23	25	24	18	20	20	19	19	18	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	14																					
	持込	430	455	537	496	533	523	523	526	526	526	526	525	523	522	521	520	516	514	512	511	507																					
	資源物	17,157	16,721	16,480	16,469	17,966	16,889	16,860	16,881	16,812	16,786	16,732	16,727	16,628	16,569	16,510	16,474	16,352	16,271	16,191	16,151	16,019																					
	缶	850	841	821	831	920	860	859	862	859	858	855	856	852	849	846	845	837	835	830	828	821																					
	ビン	1,967	1,848	1,814	1,708	1,805	1,725	1,708	1,697	1,680	1,667	1,654	1,646	1,627	1,615	1,603	1,594	1,576	1,562	1,551	1,540	1,523																					
	ペットボトル	906	893	957	935	981	947	946	946	942	939	936	934	927	922	919	914	906	900	894	891	883																					
	白色トレイ	18	17	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3																					
	容器包装プラスチック	3,250	3,222	3,277	3,319	3,416	3,365	3,382	3,410	3,419	3,436	3,448	3,468	3,470	3,478	3,487	3,502	3,496	3,500	3,503	3,516	3,506																					
	ダンボール	1,635	1,641	1,647	1,691	2,145	1,886	1,904	1,923	1,929	1,940	1,943	1,951	1,949	1,949	1,948	1,948	1,940	1,935	1,929	1,927	1,915																					
	新聞紙	2,265	2,059	1,762	1,646	1,794	1,648	1,612	1,588	1,559	1,536	1,513	1,496	1,473	1,454	1,436	1,421	1,401	1,382	1,366	1,353	1,333																					
	雑誌・雑紙	4,529	4,432	4,228	4,298	4,660	4,382	4,367	4,363	4,337	4,324	4,304	4,297	4,265	4,244	4,222	4,210	4,172	4,145	4,118	4,104	4,064																					
	古着・古繊維	1,293	1,322	1,295	1,381	1,530	1,403	1,403	1,406	1,401	1,398	1,393	1,392	1,382	1,376	1,369	1,364	1,353	1,345	1,337	1,331	1,320																					
	紙パック	35	34	33	33	33	32	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	29																					
	硬質プラスチック(製品プラスチック)	96	94	103	101	113	134	133	133	133	132	131	131	130	129	129	128	127	126	125	125	124																					
	金属	191	192	197	203	262	222	222	222	221	221	219	218	216	215	214	212	210	208	206	204	202																					
	廃食用油	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																					
	小型家電	96	94	95	76	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25																					
	陶磁器	16	22	183	182	209	192	198	203	205	207	208	210	209	210	209	209	208	208	207	207	205																					
	ガラス	6	6	58	57	64	60	61	63	63	64	65	65	65	65	65	65	65	64	64	64	63																					
	家電ボックス・インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
有害ごみ	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149																						
乾電池	82	81	83	84	89	85	85	85	85	84	84	84	83	83	84	84	83	83	81	82	80																						
蛍光管	32	29	28	26	26	27	26	24	24	24	24	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21																						
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48																						
家庭系ごみ計	68,143	67,157	66,455	66,495	69,238	67,190	67,130	67,241	67,024	66,969	66,805	66,818	66,453	66,261	66,063	65,979	65,529	65,253	64,969	64,855	64,350																						
集団回収	古紙	5,586	5,280	5,012	4,641	3,372	3,826	3,666	3,536	3,404	3,296	3,191	3,103	3,005	2,922	2,846	2,777	2,698	2,630	2,566	2,513	2,447																					
	古繊維	227	246	240	240	179	210	208	205	203	201	199	197	194	191	190	188	186	184	182	180	177																					
	ビン	334	327	322	294	216	248	241	235	229	225	218	215	210	206	202	199	195	192	188	186	182																					
	鉄類(スチール缶等)	74	71	68	64	49	55	53	52	51	50	48	48	47	46	45	44	43	43	42	40	39																					
	鉄類(アルミ缶等)	108	107	105	101	79	89	86	85	83	82	80	80	78	76	76	75	74	73	72	70	69																					
	ペットボトル	38	38	41	40	23	34	33	33	33	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	29	29																					
合計	6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	4,462	4,287	4,146	4,003	3,886	3,768	3,675	3,565	3,472	3,390	3,314	3,226	3,152	3,080	3,018	2,943																						
事業系ごみ	燃やせるごみ	12,759	12,578	12,803	13,255	11,782	12,542	12,534	12,529	12,525	12,521	12,517	12,515	12,514	12,511	12,511	12,510	12,508	12,507	12,506	12,505	12,504																					
	燃やせないごみ	13	14	14	23	9	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16																					
	剪定枝	155	185	124	116	122	125	124	123	123	122	122	121	121	121	120	120	120	120	120	119	119																					
事業系ごみ計	12,927	12,777	12,941	13,394	11,913	12,682	12,673	12,667	12,664	12,659	12,655	12,652	12,651	12,648	12,647	12,646	12,644	12,643	12,642	12,640	12,639																						
ごみ量合計	87,437	86,003	85,184	85,269	85,069	84,334	84,090	84,054	83,691	83,514	83,228	83,145	82,669	82,381	82,100	81,939	81,399	81,048	80,691	80,513	79,932																						
総原単位	g/人・日	840.77	831.28	828.71	833.81	842.48	836.32	837.27	838.13	839.83	841.20	842.86	844.36	846.57	848.49	850.52	852.25	854.81	857.05	859.33	861.26	864.05																					
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	484.75	481.82	479.63	483.02	500.70	491.85	493.54	495.15	496.83	498.42	500.01	501.60	503.13	504.68	506.18	507.72	509.24	510.75	512.25	513.74	515.21																					

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-2-2 ごみ処理量の推計結果

区 分		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																	
		年 度					年 度																	
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18		
焼却	燃やせるごみ	57,774	57,095	56,927	57,237	56,269	56,537	56,483	56,545	56,396	56,360	56,251	56,260	56,025	55,901	55,777	55,733	55,444	55,273	55,096	55,031	54,709		
	破砕選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131	4,589	4,605	4,628	4,628	4,633	4,630	4,641	4,622	4,616	4,609	4,607	4,577	4,563	4,547	4,540	4,508		
	計	62,076	61,388	61,145	61,681	61,400	61,126	61,088	61,173	61,024	60,993	60,881	60,901	60,647	60,517	60,386	60,340	60,021	59,836	59,643	59,571	59,217		
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580	465	464	465	464	464	462	464	461	461	459	459	456	455	454	453	450	
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	4,917	4,914	4,920	4,908	4,905	4,897	4,899	4,879	4,868	4,857	4,853	4,828	4,812	4,797	4,791	4,762		
破砕選別	燃やせないごみ	2,579	2,516	2,274	2,306	2,529	2,365	2,357	2,355	2,346	2,339	2,332	2,330	2,313	2,305	2,296	2,291	2,274	2,261	2,251	2,244	2,224		
	処理内訳	破砕選別可燃物	1,840	1,693	1,377	1,349	1,660	1,539	1,536	1,535	1,529	1,526	1,521	1,522	1,512	1,506	1,502	1,499	1,488	1,480	1,474	1,470	1,458	
		破砕選別不燃物	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破砕選別資源物	718	823	897	957	869	826	821	820	817	813	811	808	801	799	794	792	786	781	777	774	766	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ・剪定枝	破砕選別可燃物	1,874	2,078	1,983	2,123	2,515	2,261	2,278	2,297	2,303	2,311	2,314	2,322	2,316	2,317	2,315	2,317	2,304	2,298	2,291	2,290	2,274	
		破砕選別不燃物	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破砕選別資源物	1,066	876	1,120	1,150	1,179	1,147	1,154	1,160	1,162	1,164	1,164	1,167	1,162	1,159	1,157	1,155	1,148	1,145	1,139	1,137	1,128	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源物	選別可燃物	588	522	858	972	956	789	791	796	796	796	795	797	794	793	792	791	785	785	782	780	776	
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別資源物	10,782	10,694	10,369	10,266	11,439	10,886	10,914	10,970	10,962	10,980	10,970	10,987	10,943	10,924	10,904	10,898	10,835	10,796	10,759	10,749	10,673	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	有害ごみ	選別可燃物	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149	
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		選別資源物	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	直接資源化		6,282	6,042	5,754	5,724	6,101	5,727	5,668	5,629	5,567	5,522	5,478	5,452	5,398	5,357	5,316	5,286	5,230	5,185	5,143	5,113	5,056	
	その他資源化	破砕選別資源物	12,680	12,503	12,497	12,483	13,650	13,019	13,048	13,107	13,098	13,113	13,101	13,117	13,059	13,035	13,009	12,999	12,922	12,875	12,825	12,811	12,716	
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580	465	464	465	464	464	462	464	461	461	459	459	456	455	454	453	450	
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	4,917	4,914	4,920	4,908	4,905	4,897	4,899	4,879	4,868	4,857	4,853	4,828	4,812	4,797	4,791	4,762		
集団回収		6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	4,462	4,287	4,146	4,003	3,886	3,768	3,675	3,565	3,472	3,390	3,314	3,226	3,152	3,080	3,018	2,943		
資源化計(直接+その他)		30,716	30,120	29,453	28,940	29,095	28,590	28,381	28,267	28,040	27,890	27,706	27,607	27,362	27,193	27,031	26,911	26,662	26,479	26,299	26,186	25,927		
ごみ総排出量		87,437	86,003	85,184	85,269	85,069	84,334	84,090	84,054	83,691	83,514	83,228	83,145	82,669	82,381	82,100	81,939	81,399	81,048	80,691	80,513	79,932		
総資源化率(%)		35.1	35.0	34.6	33.9	34.2	33.9	33.8	33.6	33.5	33.4	33.3	33.2	33.1	33.0	32.9	32.8	32.8	32.7	32.6	32.5	32.4		

第3節 減量化・資源化目標の検証

本節では、減量化・資源化に係る国の目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1. 国、東京都の目標とその検証

国における資源化・減量化目標は、廃棄物処理における基本的な方針を定めた廃棄物処理基本方針に示されています。

廃棄物処理基本方針は、平成13年5月に策定され、平成22年12月に改正されました。その後、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定める必要があること、非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえて平成28年1月に改正されました。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

また、東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月）において、「2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」を、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を示しています。その実現に向けた目標として、「資源ロスの削減」や「持続可能な調達の普及」等を掲げています。その後、令和3年9月に改定され、「持続可能な資源利用への実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を示しており、その実現に向けて、「資源効率性を図るための指標」、「廃棄物行政の取組の進捗を図るための指標」、「社会的課題への状況を図るための指標」を掲げています。

国、東京都における減量化・資源化目標等を整理したものを表4-3-1に示します。

表4-3-1 国、東京都の減量化・資源化目標等

項目		廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	東京都資源循環・廃棄物処理計画			
策定年月		平成28年1月（改定）	平成30年6月	平成28年3月		令和3年9月	
基準年度		平成24年度	-	平成24年度		-	
目標年度		令和2年度	令和7年度	令和2年度 (2020年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	令和7年度 (2025年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)
排出削減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	5%削減 (435万トン)	10%削減 (413万トン)	440万トン	410万トン
	プラスチック 焼却削減量 (平成29年度比)	-	-	-	-	-	40%
	食品ロス削減量	-	-	-	-	-	38万トン
	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	-	-	-	-
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	500	約440	-	-	-	-
再生利用率*		約27%	-	27% (117万トン)	37% (153万トン)	31%	37%
最終処分量		約14%削減	-	32万トン	21万トン	82万トン	77万トン

※：再生利用率は、総資源化率と同定義

(1) 廃棄物処理基本方針との比較

廃棄物処理基本方針では、ごみ総排出量の削減目標を平成24年度実績に対して、令和2年度に12%削減することとしています。実績では7.1%の削減にとどまっています。

再生利用率の目標については、令和2年度27%の目標に対して、実績では34.2%となり、目標を達成しています。

最終処分量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標についても、目標を達成しています。

表4-3-2 目標の達成状況（廃棄物処理基本方針）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		
	(実績値)	(実績値)	平成24年度比	(目標値)
排出量 (t/年)	91,563	85,069	-7.1%	平成24年度比 約12%削減
再生利用率 (%)	36.6	34.2		約27
最終処分量 (t/年)	323	0	-100.0%	平成24年度比 約14%削減
家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	520.75	500.70	-	500

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画との比較

第四次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量目標を、令和7年度に850gとしています。令和2年度までの実績に基づく現況推移の推計結果では、841.20gとなり目標は達成できる見込みです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、現況推移の推計結果では、498.42gとなり、目標達成は非常に厳しい状況です。

表4-3-3 目標の達成状況（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
	(実績値)	(推計値)	(目標値)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	842.48	841.20	約850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	500.70	498.42	約440

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

※：推計値は、表4-2-1 現況推移の推計結果によるもの。

※：目標値は、第四次循環型社会形成推進基本計画に示されている目標値。

(3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画との比較

東京都資源循環・廃棄物処理計画は、令和3年9月に改定されましたが、比較検討を行える目標値が、平成28年3月に策定された目標値と大きく変わらないため、ここでは、平成28年3月に策定された東京都資源循環・廃棄物処理計画との比較を行います。

東京都資源循環・廃棄物処理計画では、ごみ総排出量目標を平成24年度実績に対して、令和2年度に5%削減（2020年度目標）、令和12年度に10%削減（2030年度目標）としています。令和2年度実績において7.1%削減、令和12年度推計値においても10.3%削減となるため目標は達成できる見込みです。

表4-3-4 目標の達成状況（東京都資源循環・廃棄物処理計画）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		令和12年度 (2030年度)	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(推計値)	(目標値)
排出量 (t/年)	91,563	85,069 7.1%削減	平成24年度比 5%削減	82,100 10.3%削減	平成24年度比 10%削減
再生利用率 (%)	36.6	34.2	27.0	32.9	37.0
最終処分量 (t/年)	323	-	-	-	-

※：推計値は、表4-2-1 現況推移の推計及び表4-2-2 ごみ処理量の推計結果によるもの。

※：目標値は、東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成28年3月）に示されている目標値。

2. 前計画の目標とその検証

前計画の目標を以下に示します。

- ◇ 中間目標年度の平成 33（令和 3）年度までに、平成 27 年度比総排出量を 6.3%減とし、総資源化率を 39.0%以上とします。
- ◇ 中間目標年度の平成 38（令和 8）年度までに、平成 27 年度比総排出量を 10.0%減とし、総資源化率を 39.9%以上とします。
- ◇ 計画目標年度の平成 43（令和 13）年度までに、平成 27 年度比総排出量を 13.2%減とし、総資源化率を 40.4%以上とします。

前計画の目標の達成状況を表 4-3-5 に示します。

総排出量は、平成 27 年度実績に対して、令和 3 年度 6.3%削減を目標に対して、現況推移の推計で 6.0%、令和 8 年度 10.0%の目標に対して 7.3%、令和 13 年度 13.2%の目標に対して 8.7%削減の見込みとなっています。

総資源化率は、令和 3 年度 39.0%の目標に対して 33.9%、令和 8 年度 39.9%の目標に対して、33.3%、令和 13 年度 40.4%の目標に対して 32.8%の見込みのため、目標達成のためには、更なるごみの減量化、資源化促進等の相当な努力が必要です。

表4-3-5 目標の達成状況（前計画）

項 目	平成27年度 (2015年度) (実績値)	令和3年度 (2021年度)		令和8年度 (2026年度)		令和13年度 (2031年度)	
			平成27年度比		平成27年度比		平成27年度比
総排出量 (t/年)	89,736	84,334	6.0%減	83,228	7.3%減	81,939	8.7%減
総資源化率 (%)	35.6	33.9		33.3		32.8	

第4節 減量化・資源化施策

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化施策については、市民・事業者・行政との連携により、施策そのものが共通認識されることで、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著に数値に表れる施策がある一方で、数値にあらわれにくい施策も少なくありません。

ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定め、将来推計として試算します。

1. 施策ケースの設定

(1) 施策ケースの設定

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ質実態調査(平成28年度～令和元年度統計)のごみ組成分析結果の比較等から、設定した構成市町の施策ケース及び数値目標の設定を表4-4-1に示します。

表4-4-1 各施策ケース及び数値目標等の設定

【青梅市】

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やすごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を31.98g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やすごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを57.71g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やすごみを対象に5.68g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やすごみの排出抑制	事業系燃やすごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績5,494tを目標とし、248tの減量効果

【福生市】

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の推進	家庭系燃やすごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を29.07g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の推進	家庭系燃やすごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを51.77g/人・日増加 硬質プラスチックを0.68g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やすごみを対象に5.16g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やすごみの排出抑制	事業系燃やすごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績1,675tを目標とし、103tの減量効果

【羽村市】

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やすごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を27.85g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やすごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを44.02g/人・日増加 硬質プラスチックを6.23g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やすごみを対象に4.94g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やすごみの排出抑制	事業系燃やすごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に平成29年度の実績2,483tと目標とし、87tの減量効果

【瑞穂町】

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やすごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑がみ類を31.86g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やすごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを57.48g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やすごみを対象に5.66g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やすごみの排出抑制	事業系燃やすごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績2,197tを目標とし、217tの減量効果

(2) 推計結果

組合構成市町の施策ケースの設定における推計結果について、現況推移及び施策ケースの比較を表4-4-2に示します。

表4-4-2 現況推移及び施策ケースの比較

項目		単位	実績値	推計値		
			令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
※家庭系ごみ	現況推移	g/人・日	500.70	500.01	507.72	515.21
	施策ケース(全ケース)			466.79	445.87	423.96
資源物	現況推移	g/人・日	177.93	169.45	171.35	173.16
	施策ケース(全ケース)			199.87	227.80	256.38
総排出量	現況推移	t/年	85,069	83,228	81,939	79,932
	施策ケース(全ケース)			82,856	81,119	78,535
総資源化率	現況推移	%	34.2	33.3	32.8	32.4
	施策ケース(全ケース)			36.5	38.8	41.3

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-4-3 ごみ量の推計結果

項目	単位	実績値 年度					推計値 年度																																				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18																					
		行政区域内人口																						人	284,920	283,448	281,620	279,411	276,641	276,273	275,159	274,011	273,020	271,999	270,533	269,047	267,540	266,005	264,465	262,688	260,890	259,084	257,260
家庭系ごみ	燃やせるごみ	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487	43,446	42,850	42,366	41,678	41,099	40,454	39,915	39,157	38,507	37,858	37,277	36,494	35,813	35,136	34,550	33,764																					
	燃やせないごみ	2,566	2,503	2,260	2,283	2,520	2,350	2,341	2,339	2,329	2,323	2,316	2,314	2,297	2,289	2,279	2,275	2,258	2,245	2,235	2,228	2,208																					
	一般家庭	2,457	2,390	2,144	2,180	2,428	2,243	2,235	2,233	2,223	2,218	2,212	2,209	2,193	2,185	2,177	2,173	2,157	2,144	2,134	2,127	2,109																					
	公園・公共施設等	78	81	90	77	68	79	79	79	79	78	78	79	78	78	77	77	76	76	76	76	75																					
	その他	31	32	26	26	24	28	27	27	27	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	24																					
	粗大ごみ	2,831	2,828	2,918	3,131	3,551	3,253	3,278	3,303	3,310	3,321	3,323	3,334	3,324	3,321	3,316	3,316	3,298	3,288	3,275	3,272	3,248																					
	回収	989	962	957	1,003	1,082	1,038	1,049	1,059	1,065	1,069	1,073	1,080	1,080	1,081	1,082	1,085	1,082	1,081	1,079	1,080	1,074																					
	持込	1,838	1,862	1,951	2,123	2,465	2,209	2,223	2,238	2,239	2,246	2,244	2,248	2,238	2,234	2,228	2,225	2,210	2,201	2,190	2,186	2,168																					
	その他不法投棄等	4	4	10	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																					
	剪定枝	460	478	562	520	551	543	543	545	545	544	544	543	540	539	538	537	532	530	528	527	521																					
	回収	30	23	25	24	18	20	20	19	19	18	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	14																					
	持込	430	455	537	496	533	523	523	526	526	526	526	525	523	522	521	520	516	514	512	511	507																					
	資源物	17,157	16,721	16,480	16,469	17,966	17,388	17,866	18,390	18,820	19,294	19,736	20,229	20,605	21,031	21,451	21,902	22,233	22,616	22,993	23,424	23,717																					
	缶	850	841	821	831	920	860	859	862	859	858	855	856	852	849	846	845	837	835	830	828	821																					
	ビン	1,967	1,848	1,814	1,708	1,805	1,725	1,708	1,697	1,680	1,667	1,654	1,646	1,627	1,615	1,603	1,594	1,576	1,562	1,551	1,540	1,523																					
	ペットボトル	906	893	957	935	981	947	946	946	942	939	936	934	927	922	919	914	906	900	894	891	883																					
	白色トレイ	18	17	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3																					
	容器包装プラスチック	3,250	3,222	3,277	3,319	3,416	3,671	4,001	4,340	4,658	4,983	5,300	5,628	5,922	6,230	6,533	6,849	7,122	7,412	7,696	7,999	8,252																					
	ダンボール	1,635	1,641	1,647	1,691	2,145	1,886	1,904	1,923	1,929	1,940	1,943	1,951	1,949	1,949	1,948	1,948	1,940	1,935	1,929	1,927	1,915																					
	新聞紙	2,265	2,059	1,762	1,646	1,794	1,648	1,612	1,588	1,559	1,536	1,513	1,496	1,473	1,454	1,436	1,421	1,401	1,382	1,366	1,353	1,333																					
	雑誌・雑紙	4,529	4,432	4,228	4,298	4,660	4,567	4,736	4,917	5,073	5,243	5,406	5,581	5,725	5,881	6,038	6,203	6,332	6,477	6,619	6,779	6,895																					
	古着・古繊維	1,293	1,322	1,295	1,381	1,530	1,403	1,403	1,406	1,401	1,398	1,393	1,392	1,382	1,376	1,369	1,364	1,353	1,345	1,337	1,331	1,320																					
	紙パック	35	34	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	29																					
	硬質プラスチック(製品プラスチック)	96	94	103	101	113	142	151	158	166	174	181	189	195	202	208	216	222	227	233	240	245																					
	金属	191	192	197	203	262	222	222	222	221	221	219	218	216	215	214	212	210	208	206	204	202																					
	廃食用油	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																					
	小型家電	96	94	95	76	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25																					
	陶磁器	16	22	183	182	209	192	198	203	205	207	208	210	209	210	209	209	208	208	207	207	205																					
	ガラス	6	6	58	57	64	60	61	63	63	64	65	65	65	65	65	65	65	64	64	64	63																					
	家電ボックス・インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
有害ごみ	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149																						
乾電池	82	81	83	84	89	85	85	85	85	84	84	84	83	83	84	84	83	83	81	82	80																						
蛍光管	32	29	28	26	26	27	26	24	24	24	24	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21																						
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48																						
家庭系ごみ計	68,143	67,157	66,455	66,495	69,238	67,140	67,037	67,100	66,839	66,737	66,529	66,490	66,076	65,840	65,596	65,461	64,968	64,645	64,317	64,152	63,607																						
集団回収	古紙	5,586	5,280	5,012	4,641	3,372	3,826	3,666	3,536	3,404	3,296	3,191	3,103	3,005	2,922	2,846	2,777	2,698	2,630	2,566	2,513	2,447																					
	古繊維	227	246	240	240	179	210	208	205	203	201	199	197	194	191	190	188	186	184	182	180	177																					
	ビン	334	327	322	294	216	248	241	235	229	225	218	215	210	206	202	199	195	192	188	186	182																					
	鉄類(スチール缶等)	74	71	68	64	49	55	53	52	51	50	48	48	47	46	45	44	43	43	42	40	39																					
	鉄類(アルミ缶等)	108	107	105	101	79	89	86	85	83	82	80	80	78	76	76	75	74	73	72	70	69																					
	ペットボトル	38	38	41	40	23	34	33	33	33	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	29	29																					
合計	6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	4,462	4,287	4,146	4,003	3,886	3,768	3,675	3,565	3,472	3,390	3,314	3,226	3,152	3,080	3,018	2,943																						
事業系ごみ	燃やせるごみ	12,759	12,578	12,803	13,255	11,782	12,526	12,502	12,481	12,462	12,442	12,421	12,378	12,336	12,293	12,251	12,208	12,136	12,065	11,993	11,921	11,850																					
	燃やせないごみ	13	14	14	23	9	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16																						
	剪定枝	155	185	124	116	122	125	124	123	123	122	122	121	121	121	120	120	120	120	120	119	119																					
事業系ごみ計	12,927	12,777	12,941	13,394	11,913	12,666	12,641	12,619	12,601	12,580	12,559	12,515	12,473	12,430	12,387	12,344	12,272	12,201	12,129	12,056	11,985																						
ごみ量合計	87,437	86,003	85,184	85,269	85,069	84,268	83,965	83,865	83,443	83,203	82,856	82,680	82,114	81,742	81,373	81,119	80,466	79,998	79,526	79,226	78,535																						
総原単位	g/人・日	840.77	831.28	828.71	833.81	842.48	835.66	836.03	836.24	837.34	838.07	839.09	839.64	840.88	841.90	842.98	843.73	845.01	845.95	846.92	847.49	848.95																					
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	484.75	481.82	479.63	483.02	500.70	486.41	482.60	478.70	474.82	470.82	466.79	462.70	458.55	454.38	450.15	445.87	441.59	437.22	432.86	428.42	423.96																					

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-4-4 ごみ処理量の推計結果

区 分		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																
		年 度					年 度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やせるごみ	57,774	57,095	56,927	57,237	56,269	55,972	55,352	54,847	54,140	53,541	52,875	52,293	51,493	50,800	50,109	49,485	48,630	47,878	47,129	46,471	45,614	
	破碎選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131	4,616	4,663	4,711	4,738	4,773	4,798	4,835	4,842	4,865	4,883	4,909	4,906	4,916	4,926	4,946	4,937	
	計	62,076	61,388	61,145	61,681	61,400	60,588	60,015	59,558	58,878	58,314	57,673	57,128	56,335	55,665	54,992	54,394	53,536	52,794	52,055	51,417	50,551	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580	462	457	453	447	443	438	435	428	423	418	413	408	401	396	390	384
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	4,874	4,828	4,791	4,735	4,692	4,639	4,595	4,531	4,477	4,424	4,374	4,306	4,246	4,187	4,136	4,066	
破碎選別	燃やせないごみ	2,579	2,516	2,274	2,306	2,529	2,365	2,357	2,355	2,346	2,339	2,332	2,330	2,313	2,305	2,296	2,291	2,274	2,261	2,251	2,244	2,224	
	処理内訳	破碎選別可燃物	1,840	1,693	1,377	1,349	1,660	1,539	1,536	1,535	1,529	1,526	1,521	1,522	1,512	1,507	1,502	1,499	1,488	1,481	1,474	1,470	1,458
		破碎選別不燃物	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	718	823	897	957	869	826	821	820	817	813	811	808	801	798	794	792	786	780	777	774	766
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	破碎選別可燃物	1,874	2,078	1,983	2,123	2,515	2,261	2,279	2,297	2,303	2,311	2,314	2,322	2,316	2,317	2,315	2,317	2,304	2,298	2,291	2,291	2,275
		破碎選別不燃物	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	1,066	876	1,120	1,150	1,179	1,147	1,153	1,160	1,162	1,164	1,164	1,167	1,162	1,159	1,157	1,155	1,148	1,145	1,139	1,136	1,127
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	選別可燃物	588	522	858	972	956	816	848	879	906	936	963	991	1,014	1,041	1,066	1,093	1,114	1,137	1,161	1,185	1,204
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	10,782	10,694	10,369	10,266	11,439	11,263	11,675	12,114	12,487	12,883	13,250	13,648	13,966	14,316	14,660	15,027	15,308	15,626	15,936	16,287	16,538
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	選別可燃物	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接資源化		6,282	6,042	5,754	5,724	6,101	5,822	5,856	5,911	5,940	5,987	6,034	6,099	6,132	6,179	6,227	6,283	6,309	6,348	6,389	6,443	6,461
	その他資源化	破碎選別資源物	12,680	12,503	12,497	12,483	13,650	13,396	13,808	14,251	14,623	15,016	15,381	15,778	16,082	16,426	16,765	17,128	17,395	17,704	18,002	18,348	18,580
		鉄分回収(資源化)	393	422	434	509	580	462	457	453	447	443	438	435	428	423	418	413	408	401	396	390	384
焼却残渣(資源化)		4,994	5,084	4,980	4,844	4,846	4,874	4,828	4,791	4,735	4,692	4,639	4,595	4,531	4,477	4,424	4,374	4,306	4,246	4,187	4,136	4,066	
集団回収		6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	4,462	4,287	4,146	4,003	3,886	3,768	3,675	3,565	3,472	3,390	3,314	3,226	3,152	3,080	3,018	2,943	
資源化計(直接+その他)		30,716	30,120	29,453	28,940	29,095	29,016	29,236	29,552	29,748	30,024	30,260	30,582	30,738	30,977	31,224	31,512	31,644	31,851	32,054	32,335	32,434	
ごみ総排出量		87,437	86,003	85,184	85,269	85,069	84,268	83,965	83,865	83,443	83,203	82,856	82,680	82,114	81,742	81,373	81,119	80,466	79,998	79,526	79,226	78,535	
総資源化率(%)		35.1	35.0	34.6	33.9	34.2	34.4	34.8	35.2	35.7	36.1	36.5	37.0	37.4	37.9	38.4	38.8	39.3	39.8	40.3	40.8	41.3	

第5節 本組合の推計

本組合及び組合構成市町の燃やせるごみ搬入量の推計結果を表 4-5-1 に示します。

組合構成市町のごみ排出量の推計により、本組合に搬入される燃やせるごみ量の予測は、計画目標年度の令和 18 年度では、50,551t となります。令和 2 年度の実績 61,400t との比較では、10,849t、17.7%の減量となります。

表4-5-1 本組合の燃やせるごみ搬入量の推計結果

区 分		単位	実績値	推計値			
			令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
本組合	合計		61,400	57,673	54,394	50,551	
	家庭系 ごみ	燃やせるごみ	44,487	40,454	37,277	33,764	
		破砕選別可燃物	5,131	4,798	4,909	4,937	
	事業系燃やせるごみ		11,782	12,421	12,208	11,850	
組合 構成 市 町	青梅市	合計		29,366	27,715	26,261	24,543
		家庭系 ごみ	燃やすごみ	21,648	20,055	18,637	17,014
			破砕選別可燃物	2,224	1,976	2,018	2,034
		事業系燃やすごみ		5,494	5,684	5,606	5,495
	福生市	合計		11,693	10,779	9,968	9,085
		家庭系 ごみ	燃やせるごみ	8,869	7,935	7,176	6,377
			破砕選別可燃物	1,149	1,071	1,062	1,033
		事業系燃やせるごみ		1,675	1,773	1,730	1,675
	羽村市	合計		11,812	10,879	10,103	9,267
		家庭系 ごみ	燃やせるごみ	8,418	7,343	6,573	5,776
			破砕選別可燃物	978	975	1,004	1,008
		事業系燃やせるごみ		2,416	2,561	2,526	2,483
	瑞穂町	合計		8,529	8,300	8,062	7,656
		家庭系 ごみ	燃やせるごみ	5,552	5,121	4,891	4,597
			破砕選別可燃物	780	776	825	862
		事業系燃やせるごみ		2,197	2,403	2,346	2,197

表 4-5-2 に組合構成市町のごみ排出量（収集量等）の実績及び推計値、表 4-5-3 に本組合に搬入される燃やせるごみの実績及び推計値、表 4-5-4 に本組合に搬入される燃やせるごみの実績及び推計値（組合構成市町の内訳）を示します。

表4-5-2 組合構成市町のごみの排出量（収集量等）の実績及び推計値

区 分	実績値 (t/年)					推計値(t/年)																
	年 度					年 度																
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
行政区域内人口（人）	284,920	283,448	281,620	279,411	276,641	276,273	275,159	274,011	273,020	271,999	270,533	269,047	267,540	266,005	264,465	262,688	260,890	259,084	257,260	255,417	253,447	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487	43,446	42,850	42,366	41,678	41,099	40,454	39,915	39,157	38,507	37,858	37,277	36,494	35,813	35,136	34,550	33,764
	燃やせないごみ	2,566	2,503	2,260	2,283	2,520	2,350	2,341	2,339	2,329	2,323	2,316	2,314	2,297	2,289	2,279	2,275	2,258	2,245	2,235	2,228	2,208
	粗大ごみ	2,831	2,828	2,918	3,131	3,551	3,253	3,278	3,303	3,310	3,321	3,323	3,334	3,324	3,321	3,316	3,316	3,298	3,288	3,275	3,272	3,248
	剪定枝	460	478	562	520	551	543	543	545	545	544	544	543	540	539	538	537	532	530	528	527	521
	資源物	17,157	16,721	16,480	16,469	17,966	17,388	17,866	18,390	18,820	19,294	19,736	20,229	20,605	21,031	21,451	21,902	22,233	22,616	22,993	23,424	23,717
	有害ごみ	114	110	111	110	163	160	159	157	157	156	156	155	153	153	154	154	153	153	150	151	149
	家庭系ごみ計	68,143	67,157	66,455	66,495	69,238	67,140	67,037	67,100	66,839	66,737	66,529	66,490	66,076	65,840	65,596	65,461	64,968	64,645	64,317	64,152	63,607
集団回収	6,367	6,069	5,788	5,380	3,918	4,462	4,287	4,146	4,003	3,886	3,768	3,675	3,565	3,472	3,390	3,314	3,226	3,152	3,080	3,018	2,943	
事業系ごみ	12,927	12,777	12,941	13,394	11,913	12,666	12,641	12,619	12,601	12,580	12,559	12,515	12,473	12,430	12,387	12,344	12,272	12,201	12,129	12,056	11,985	
ごみ総排出量	87,437	86,003	85,184	85,269	85,069	84,268	83,965	83,865	83,443	83,203	82,856	82,680	82,114	81,742	81,373	81,119	80,466	79,998	79,526	79,226	78,535	
ごみ総排出量原単位（g/人・日）	840.77	831.28	828.71	833.81	842.48	835.66	836.03	836.24	837.34	838.07	839.09	839.64	840.88	841.90	842.98	843.73	845.01	845.95	846.92	847.49	848.95	
資源化量計	30,716	30,120	29,453	28,940	29,095	29,016	29,236	29,552	29,748	30,024	30,260	30,582	30,738	30,977	31,224	31,512	31,644	31,851	32,054	32,335	32,434	
総資源化率（%）	35.1	35.0	34.6	33.9	34.2	34.4	34.8	35.2	35.7	36.1	36.5	37.0	37.4	37.9	38.4	38.8	39.3	39.8	40.3	40.8	41.3	

表4-5-3 本組合に搬入される燃やせるごみの実績値及び推計値

区 分	実績値 (t/年)					推計値(t/年)																	
	年 度					年 度																	
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18		
本組合	合計	62,076	61,388	61,145	61,681	61,400	60,588	60,015	59,558	58,878	58,314	57,673	57,128	56,335	55,665	54,992	54,394	53,536	52,794	52,055	51,417	50,551	
	家庭系ごみ	燃やせるごみ	45,015	44,517	44,124	43,982	44,487	43,446	42,850	42,366	41,678	41,099	40,454	39,915	39,157	38,507	37,858	37,277	36,494	35,813	35,136	34,550	33,764
		破碎選別可燃物	4,302	4,293	4,218	4,444	5,131	4,616	4,663	4,711	4,738	4,773	4,798	4,835	4,842	4,865	4,883	4,909	4,906	4,916	4,926	4,946	4,937
	事業系燃やせるごみ	12,759	12,578	12,803	13,255	11,782	12,526	12,502	12,481	12,462	12,442	12,421	12,378	12,336	12,293	12,251	12,208	12,136	12,065	11,993	11,921	11,850	

表4-5-4 本組合に搬入される燃やせるごみの実績値及び推計値（組合構成市町の内訳）

区 分	実績値 (t/年)					推計値(t/年)																	
	年 度					年 度																	
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18		
青梅市	合計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366	28,786	28,595	28,462	28,202	27,999	27,715	27,479	27,123	26,827	26,529	26,261	25,876	25,546	25,216	24,938	24,543	
	家庭系ごみ	燃やすごみ	21,789	21,514	21,313	21,298	21,648	21,184	20,976	20,824	20,556	20,342	20,055	19,821	19,478	19,189	18,899	18,637	18,274	17,961	17,650	17,384	17,014
		破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	1,900	1,918	1,940	1,951	1,967	1,976	1,989	1,991	2,000	2,008	2,018	2,018	2,023	2,027	2,037	2,034
	事業系燃やすごみ	5,508	5,513	5,681	5,967	5,494	5,702	5,701	5,698	5,695	5,690	5,684	5,669	5,654	5,638	5,622	5,606	5,584	5,562	5,539	5,517	5,495	
福生市	合計	12,038	11,775	11,774	11,770	11,693	11,549	11,401	11,276	11,096	10,940	10,779	10,640	10,448	10,280	10,114	9,968	9,773	9,601	9,430	9,278	9,085	
	家庭系ごみ	燃やせるごみ	9,032	8,939	8,867	8,812	8,869	8,678	8,534	8,412	8,240	8,089	7,935	7,802	7,625	7,468	7,313	7,176	7,000	6,844	6,689	6,550	6,377
		破碎選別可燃物	959	938	992	1,000	1,149	1,061	1,067	1,072	1,071	1,072	1,071	1,074	1,068	1,066	1,063	1,062	1,054	1,049	1,044	1,042	1,033
	事業系燃やせるごみ	2,047	1,898	1,915	1,958	1,675	1,810	1,800	1,792	1,785	1,779	1,773	1,764	1,755	1,746	1,738	1,730	1,719	1,708	1,697	1,686	1,675	
羽村市	合計	11,944	11,726	11,788	12,018	11,812	11,627	11,480	11,356	11,183	11,036	10,879	10,741	10,562	10,404	10,247	10,103	9,917	9,753	9,592	9,449	9,267	
	家庭系ごみ	燃やせるごみ	8,513	8,414	8,400	8,365	8,418	8,137	7,977	7,839	7,660	7,504	7,343	7,203	7,026	6,870	6,716	6,573	6,396	6,239	6,084	5,948	5,776
		破碎選別可燃物	860	829	827	868	978	923	938	952	959	969	975	984	988	993	997	1,004	1,003	1,005	1,008	1,010	1,008
	事業系燃やせるごみ	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	2,567	2,565	2,565	2,564	2,563	2,561	2,554	2,548	2,541	2,534	2,526	2,518	2,509	2,500	2,491	2,483	
瑞穂町	合計	8,952	8,989	8,882	8,743	8,529	8,626	8,539	8,464	8,397	8,339	8,300	8,268	8,202	8,154	8,102	8,062	7,970	7,894	7,817	7,752	7,656	
	家庭系ごみ	燃やせるごみ	5,681	5,650	5,544	5,507	5,552	5,447	5,363	5,291	5,222	5,164	5,121	5,089	5,028	4,980	4,930	4,891	4,824	4,769	4,713	4,668	4,597
		破碎選別可燃物	638	655	692	691	780	732	740	747	757	765	776	788	795	806	815	825	831	839	847	857	862
	事業系燃やせるごみ	2,633	2,684	2,646	2,545	2,197	2,447	2,436	2,426	2,418	2,410	2,403	2,391	2,379	2,368	2,357	2,346	2,315	2,286	2,257	2,227	2,197	

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

以下にごみ処理における基本方針を示します。

1. ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」として、以下のように5点の基本方針を定めるとともに、明確な減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 3Rの推進(2) 住民・事業者・行政の役割分担の明確化(3) 適正処理の推進(4) ごみ処理から資源管理への転換(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化 |
|---|

(1) 3Rの推進

3R（リデュース＜Reduce：発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle：再生利用＞）を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

1) 発生抑制（リデュース：Reduce）

廃棄物の排出量はここ数年緩やかな減少傾向を示しているものの、今後は脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目標に排出量を更に減らすために、住民や事業者が主体的に廃棄物の発生抑制に取り組めるよう、組合構成市町は住民や事業者との協力を推進するとともに積極的に支援します。

2) 再使用（リユース：Reuse）

ごみを出す前に「それはまだ使えないか」、「何か利用できないか」などを考えることが必要です。そのためには、フリーマーケットやリサイクルショップ、古書店などの利用や、あるいは食品などを購入するときも飲料容器などがリターナブルであるかどうかを考慮し、できるだけごみを出さない新しいライフスタイルを確立することが重要です。

3) 再生利用（リサイクル：Recycle）

住民の環境に対する意識が高まりつつあるものの、資源化率は伸び悩んでいる状況です。今後も再使用できなくなったものは単にごみとして出さずに、拠点回収用のボックスや集団回収、また、組合構成市町の分別収集に資源物として出すなど、再生資源化していくことが重要です。

(2) 住民・事業者・行政の役割分担の明確化

ごみに関する住民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、主体的に相互の連携のもと、協力体制を創りあげるものとします。

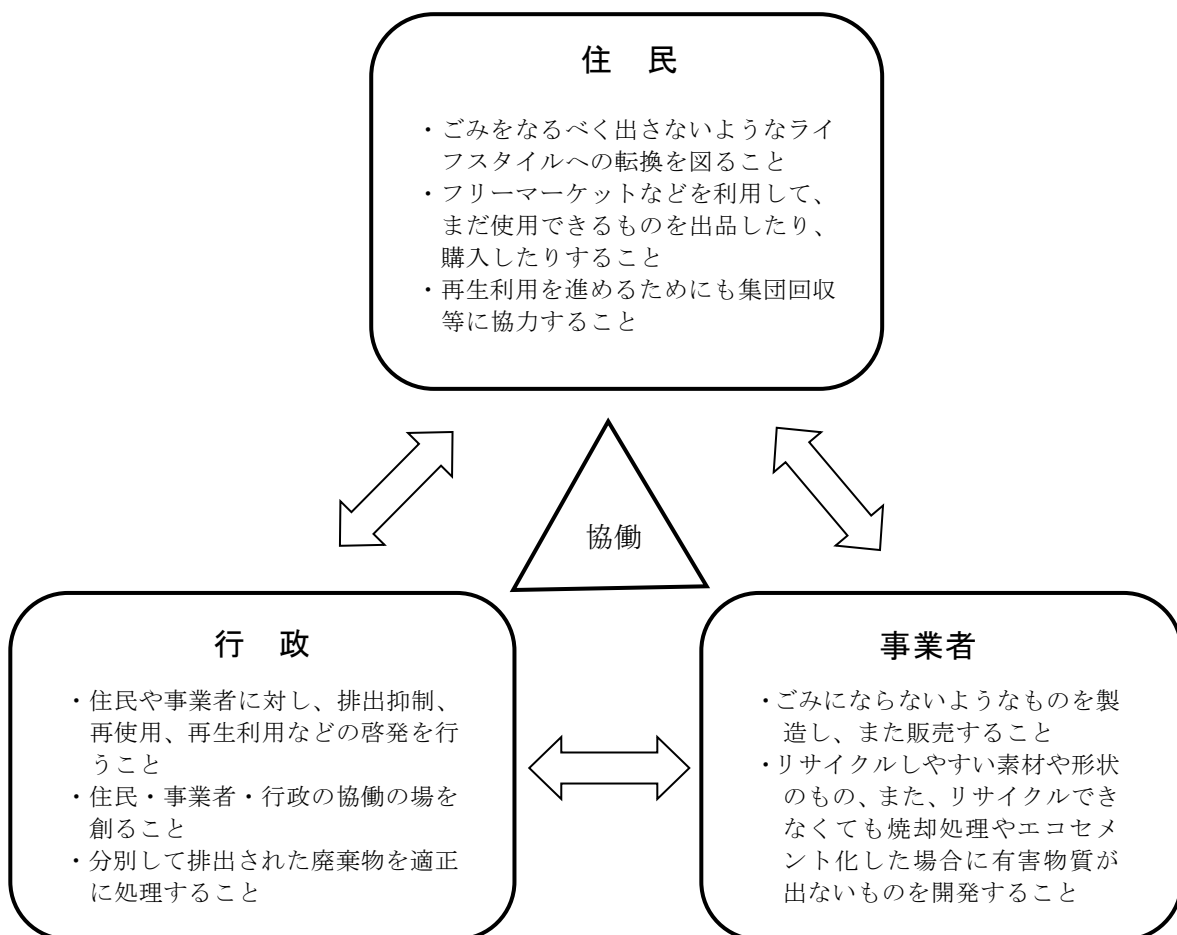


図5-1-1 三者の役割

なお、「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実現させるためには、本組合が実施している施策を、住民及び事業者に対して徹底していくだけでは限度があることから、脱炭素社会・資源循環社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、東京都や各種団体を通じて国に対して要請します。

(3) 適正処理の推進

排出抑制及び再使用の推進後に発生するごみについて、適正に処理を行います。

1) 焼却処理

燃やせるごみは、焼却施設で適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（ごみから熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。また、温室効果ガス削減のために、燃やせるごみの焼却は極力減らし、脱炭素社会へ向けて取り組んでいくものとします。

2) 破砕・選別処理

資源物・燃やせないごみ・粗大ごみは、組合構成市町がそれぞれ所有するリサイクルセンター等で適正に破砕・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努めます。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

本組合は、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみは資源であるという観点から、搬入、処理、搬出の管理を行い、組合構成市町で発生する資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとします。

以上の項目をまとめると、脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセスは以下のようになります。

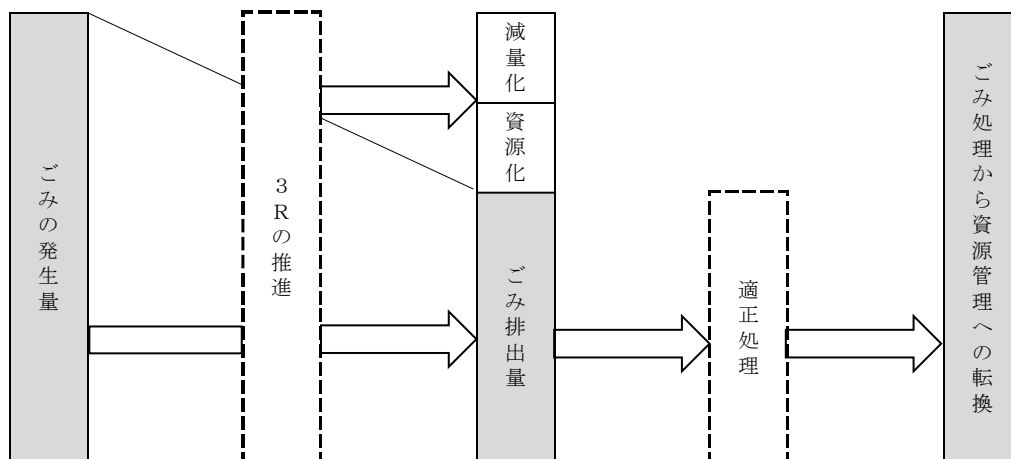


図5-1-2 資源循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

本組合及び組合構成市町との間で経費削減を目的とした業務の集約を目指すものとします。

また、循環型社会の構築を図るためには単独の自治体だけでなく、広域的な取り組みが必要です。

このことから、以下の点について、具体的な検討を行います。

1) 集約する業務の抽出

本組合及び組合構成市町との間で、財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、集約すべき業務を抽出します。

2) 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけではなく、循環型社会の形成、住民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

(6) 減量化・資源化の目標

ごみ処理における5つの基本方針に基づく、減量化及び総資源化率の数値目標を以下のとおり設定します。

- ◇ 中間目標年度の令和8年度までに、令和2年度比総排出量を2.6%減とし、総資源化率を36.5%以上とします。
- ◇ 中間目標年度の令和13年度までに、令和2年度比総排出量を4.6%減とし、総資源化率を38.8%以上とします。
- ◇ 計画目標年度の令和18年度までに、令和2年度比総排出量を7.7%減とし、総資源化率を41.3%以上とします。

※：令和2年度の総排出量が85,069t/年に対して、令和8年度は、82,856t/年である。

よって、 $100 - (82,856 / 85,069 \times 100) = 2.6$ 同様に令和13年度は、81,119t/年である。

よって、 $100 - (81,119 / 85,069 \times 100) = 4.6$ 同様に令和18年度は、78,535t/年である。

よって、 $100 - (78,535 / 85,069 \times 100) = 7.7$

また、総資源化率は、表4-4-4を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームを以下に示します。

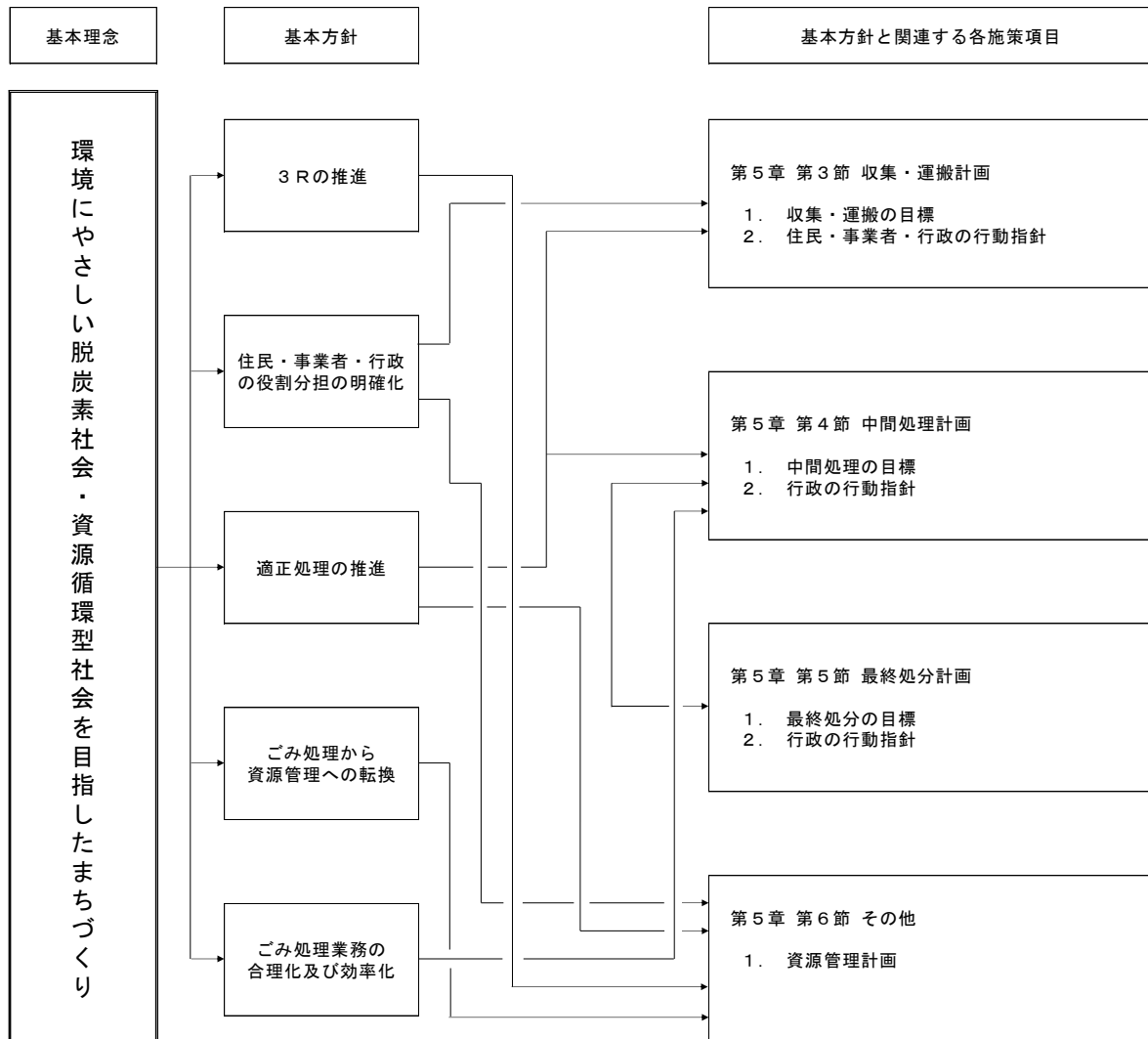


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 収集・運搬計画

住民にとって良好な生活環境の維持・継続及び廃棄物処理施設の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性のある効率的な収集・運搬システムの確立が望まれます。

1. 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- (1) 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
- (2) 収集車両に低公害車の導入を推進

2. 住民・事業者・行政の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための住民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりとします。

住民の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② ごみ収集カレンダーにある排出方法を遵守します。
- ③ マナーを守り、ごみ集積所の維持管理を徹底します。

事業者の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② 収集・運搬作業に配慮した排出方法に努めます。
- ③ 収集車両に低公害車の導入に努めます。

行政の行動指針

- ① 資源物の分別区分の見直しや収集頻度を検討します。
- ② 公衆衛生及び都市環境の保全を維持し、住民サービスの向上に努めます。
- ③ 効率的な収集・運搬方法を継続して検討します。
- ④ 収集区域、収集区分などを適宜見直します。
- ⑤ 降雪や台風等の際に、適切な情報の配信や安全な収集・運搬が実施できるよう対応マニュアルの徹底を図ります。
- ⑥ 収集車両に低公害車の導入を推進します。
- ⑦ 本組合及び組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目及び収集方法の統一を検討します。
- ⑧ スプレー缶やリチウムイオン電池等の適正な分別排出方法の周知を徹底し収集作業における発火事故等の防止に努めます。

第4節 中間処理計画

西多摩衛生組合環境センターでの焼却処理に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減、廃棄物の減容化及び衛生的な処理を目的としています。

1. 中間処理の目標

中間処理の目標を次のとおりとします。

中間処理の目標

- (1) 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- (2) 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会の推進
- (3) 本組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- (4) 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- (5) 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持

2. 行政の行動指針

中間処理の目標を達成するための行政の行動指針は次のとおりとします。

行政の行動指針

- ① 本組合の安全で安定した事業活動を行うため、組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。
- ② 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギーを推進します。
- ③ 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。
- ④ 排出抑制・資源化の促進及び基幹的整備事業等により、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスの削減と施設の延命化を図ります。
- ⑤ 本組合及び組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。
- ⑥ 西多摩衛生組合環境センターの第2期基幹的設備の整備事業を実施することにより、施設の延命化を図ります。
- ⑦ 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。
- ⑧ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、中間処理施設の緊急事態や事前予測可能な事態における自治体間の相互支援体制を維持し、広域処理の円滑な実施に努めます。

第5節 最終処分計画

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の適正な処理を行った後、やむを得ず最終処分が必要となったものを埋立処分によって適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化することです。組合構成市町では、破碎選別不燃物を全量資源化しており、この取り組みを継続するとともに、今後も広域処理の体制を維持し、最終処分場の延命化に努めます。

1. 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- (1) 東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化への協力

2. 行政の行動指針

最終処分の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりとします。

行政の行動指針

- ① 焼却残渣等を全量資源化することにより、東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化に協力します。

第6節 その他の計画

1. 資源管理計画

一般的に計量を含めた管理システムは、ごみ処理を目的として、ごみや資源の搬入量や中間処理量、最終処分量及び資源搬出量等を管理しています。本計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源循環」という視点への転換を図るとともに、今後も廃棄物の発生をできる限り抑制し、排出された廃棄物はできる限り資源として循環利用するゼロエミッションの考えのもと、資源物の搬入、処理、搬出の管理をより積極的に行う必要があります。

(1) 資源循環システムの構築

資源循環システムは、情報の管理機能と廃棄物（資源物）の処理機能の2つに分かれます。

1) 資源化情報の管理

資源回収、拠点回収、家庭での厨芥ごみ処理機能・処理容器の利用、事務所での資源化、組合構成市町における資源化など、行政区域内での資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制の構築を引き続き図ります。

2) 資源化施設の充実

今後の施設整備は、発生した廃棄物をできる限り資源に戻すことを念頭におき、廃棄物のうち、さらに資源化できる品目を検討し、外部資源化施設等を活用することで資源化施設の充実を図ります。

(2) ゼロエミッションの構想

廃棄物の発生をできる限り抑制することが最重要課題であるとともに、排出された廃棄物は資源として循環利用することが必要です。これらの究極な姿が「ゼロエミッション：廃棄物0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想で、廃棄物を発生させない生産システムを目指している」といわれています。完全な実現は困難ですが、資源管理システムの構築とともに一步一步その理念に近づけることが大切です。

第6章 西多摩衛生組合災害廃棄物処理計画

第1節 計画策定の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」といいます。）が大量かつ多様に発生します。令和元年東日本台風（台風第19号）では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物については、組合構成市町（青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町）の住民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するよう、適正かつ迅速な処理が求められることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、災害廃棄物処理計画（以下この章において「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、組合構成市町の取り組みと連動した実効性のあるものに高めていくこととします。

第2節 計画の対象

1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、地震災害に準じることとします。

2. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、組合構成市町域内で発生した災害廃棄物については、組合構成市町に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表6-2-1の災害廃棄物の種類と概要の太枠内に示す廃棄物とします。また、主な災害廃棄物の種類（参考）を表6-2-2に示します。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、組合構成市町の事業者が処理を行うものとします。

表6-2-1 災害廃棄物の種類と概要

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ※ (通常生活で排出される生活ごみを除く) 避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)※ 一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 被災施設の仮設トイレからのし尿 被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く) その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）

表6-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考）1/2



種類		説明
災害 廃棄物	コンクリートがら	<p>コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等</p> 
	木くず	<p>柱材、角材、梁材等の廃木材</p> 

表 6-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考） 2/2

種類	説明		
災害廃棄物	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等	
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物	
	廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) 小型家電等 家電 4 品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原動機付自転車等	
	危険物及び有害物	PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

3. 被害の想定

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（以下「被害想定報告書」といいます。）、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しており、首都直下型地震として、「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の被害を想定しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「立川断層帯地震」、「多摩直下地震」を対象とします。想定される災害を表 6-2-3、想定災害における組合構成市町の建物被害を表 6-2-4 に示します。

なお、建物被害での火災延焼の棟数については、被害が大きくなる「冬、風速 8m/s、夕方 18 時」の棟数とします。

表6-2-3 想定される災害

項 目	内 容	
種 類	多摩直下地震	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源の深さ	約20km～35km	約2km～20km

表6-2-4 想定災害における建物被害

【青梅市】

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	355	1,359
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	101	168
	計	457	1,527
建物半壊棟数	ゆ れ	2,280	3,439
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	259	420
	計	2,539	3,859
焼失棟数		278	1,012

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

【福生市】

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	418	1,361
	液 状 化	0	0
	急傾斜地崩壊	11	12
	計	429	1,372
建物半壊棟数	ゆ れ	1,292	1,591
	液 状 化	0	0
	急傾斜地崩壊	25	26
	計	1,317	1,617
焼失棟数		488	1,406

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

【羽村市】

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	103	483
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	5	7
	計	108	490
建物半壊棟数	ゆ れ	548	997
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	11	15
	計	559	1,012
焼失棟数		258	2,181

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

【瑞穂町】

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	150	827
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	3	4
	計	152	831
建物半壊棟数	ゆ れ	958	1,303
	液 状 化	8	3
	急斜面崩壊	6	8
	計	972	1,314
焼失棟数		83	873

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

【組合（組合構成市町 計）】

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	1,026	4,030
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	120	191
	計	1,146	4,221
建物半壊棟数	ゆ れ	5,078	7,330
	液 状 化	8	3
	急斜面崩壊	301	469
	計	5,387	7,802
焼失棟数		1,107	5,472

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

4. 災害廃棄物の推計

(1) 災害廃棄物量

「被害想定報告書」では、「多摩直下地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」、「立川断層帯地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」における組合構成市町の災害廃棄物の発生量を表 6-2-5 のとおり想定しています。

表6-2-5 発生量の想定

市町名	条件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量 (万t)	体積 (万m ³)	重量 (万t)	体積 (万m ³)
青梅市	冬	8m/s	夕18時	21	26	52	58
福生市				15	18	35	40
羽村市				8	8	29	30
瑞穂町				7	9	24	27
組合				51	61	140	155

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

(2) 災害廃棄物の推計方法の考え方

災害廃棄物の推計は、「災害廃棄物対策指針」や「東京都災害廃棄物処理計画」等に、推計方法の考え方が示されています。

本計画では、「災害廃棄物対策指針」で示されている推計方法の考え方を示します。

1) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量の推計は、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進める上での基礎的な資料となります。そのため、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択して、発生量の推計を行う必要があります。

なお、組合構成市町において、発災前は、平常時において処理方法を示した処理フロー等を具体的に検討するために、発災後は、基本的な処理方針や、処理フロー、処理スケジュール等を示した災害廃棄物処理実行計画を策定するために発生量の推計を行います。また、災害廃棄物処理実行計画策定後も災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて発生量の推計等を見直します。

次頁に、参考とする災害廃棄物の推計方法の考え方（推計に必要な情報等）を示します。

災害廃棄物の推計方法の考え方

◆発災前、発災後（2週間程度の間）

災害廃棄物の発生量＝災害情報に基づく被害情報×発生原単位

《発災前》

災害情報	地域防災計画で示される地震や水害のハザード情報（震度分布図、浸水域等）
被害状況	対象災害別の被害想定結果 （建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

《発災後（2週間程度の間）》

災害情報	震度分布図、浸水域等（気象庁発表、人工衛星画像）
被害状況	災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果 （建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改訂）

◆発災から 1 か月程度

《片付けごみの排出がおおむね終了している場合》

災害廃棄物の発生量＝今後建物の撤去により発生する量＋片付けごみの搬入済量

今後建物の撤去により発生する量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要）
今後建物の撤去により発生する量	あらかじめ設定した原単位（片付けごみは含まない）
片付けごみの搬入済量	現地計測による体積や見かけ比重から推計

《片付けごみの排出にまだ時間を要する場合》

災害廃棄物の発生量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく被害棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要） （建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）
発生原単位	あらかじめ設定した原単位（片付けごみを含む）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改訂）

① 避難所ごみ

大規模災害時には、通常生活で排出される家庭からの生活ごみに加えて、避難所から排出される避難所ごみが発生します。

そのため、避難所ごみについては、以下の推計方法の考え方にに基づき推計を行うこととします。なお、推計に用いる発生原単位は実績を基に設定するものとします。

避難所ごみの推計方法の考え方

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改訂）

② し尿量（参考）

災害時に上下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において仮設トイレの設置が必要となります。

そのため、し尿については、以下の推計方法の考え方を参考に、収集必要量と仮設トイレ必要設置基数の推計を行うこととします。

し尿収集必要量の推計方法の考え方

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
避難者数	避難所へ避難する市民数
断水による仮設トイレ必要人数	{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）} ×上水道支障率×1/2
水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する市民数
総人口	水洗化人口＋非水洗化人口
上水道支障率	地震による上水道の被害率
1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の市民と仮定。
②非水洗化区域し尿収集人口	くみ取り人口－避難者数×（くみ取り人口／総人口）
くみ取り人口	計画収集人口
③1人1日平均排出量	1.7L/人・日

仮設トイレの必要設置基数の推計方法の考え方

仮設トイレ必要設置数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
②仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改訂）

第3節 災害廃棄物処理の実施主体

1. 本組合の役割

西多摩衛生組合環境センターにおいて燃やせるごみの中間処理等を行います。支援要請等に応じた人材及び資機材等の支援を行うとともに、本組合と組合構成市町が連携して処理を行います。

また、組合構成市町で災害廃棄物が発生した場合は、本組合と組合構成市町と合同で、西多摩衛生組合及び組合構成市町災害廃棄物合同処理本部（仮称）（以下「災害廃棄物合同処理本部（仮称）」といいます。）を組織して、西多摩衛生組合環境センター及び組合構成市町内の処理施設における災害廃棄物処理の進行管理を行います。

併せて、災害廃棄物由来の焼却残渣について、災害廃棄物合同処理本部（仮称）を通じて、東京たま広域資源循環組合に処理を要請します。さらに、本組合及び組合構成市町内のみでは処理が困難な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の広域支援の要請を検討します。

2. 組合構成市町の役割

災害時は、組合構成市町が主体となり災害廃棄物の処理を行います。組合構成市町域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター焼却施設で処理を行います。

組合構成市町の他のごみの処理は、以下を基本としています。

【青梅市】

燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物は、青梅市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

【福生市】

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物は、福生市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

【羽村市】

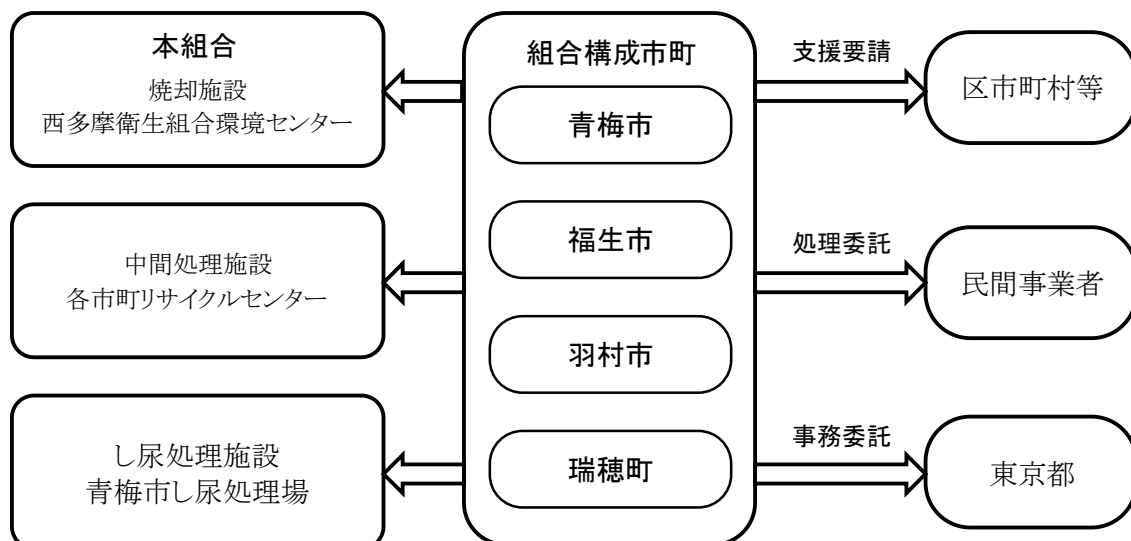
資源物、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは、羽村市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

【瑞穂町】

資源物、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、みずほリサイクルプラザ、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建築廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者処理に委託します。

なお、災害の種類や規模等に応じた推計方法から推計した災害廃棄物量を基に、要処理量、処理可能量を推計し、西多摩衛生組合環境センター及び組合構成市町のみで処理することが困難な場合は、他市区町村及び民間事業者等への協力の要請、さらに、地方自治法第252条の14第1項に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。



※し尿は、多摩川上流水再生センターへの搬入も想定。

図6-3-1 災害廃棄物の処理主体

3. 住民・災害ボランティアの役割

被災地域の住民は、被災者でもあることから、まずは、自らの生命と安全な生活を確保することが第一となります。その上で、住民、災害ボランティアは、組合構成市町が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める必要があります。

また、災害ボランティアは、組合構成市町と連携して被災建築物の片付け等の被災者支援を行うとともに、一次仮置場における災害廃棄物の荷降ろしや分別作業等の役割が加わる場合があります。

4. 事業者の役割

被災地域の事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を原則、自らが行うとともに、組合構成市町が行う災害廃棄物の処理に協力する必要があります。

また、一般廃棄物中間処理委託事業者や収集運搬委託事業者等は、本組合や組合構成市町と情報共有を図るとともに、廃棄物の処理に当たっては、再利用及び再資源化に努め、廃棄物処理の知見や能力を有する事業者については、本組合や組合構成市町が行う災害廃棄物の処理に、その知見と能力を生かして協力し、災害廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に協力する必要があります。

5. 東京都の役割

東京都は、処理主体である本組合及び組合構成市町が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けた組合構成市町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、本組合が災害廃棄物処理に係る事務の一部を、東京都へ委託を行った場合には、組合構成市町に代わって東京都が直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

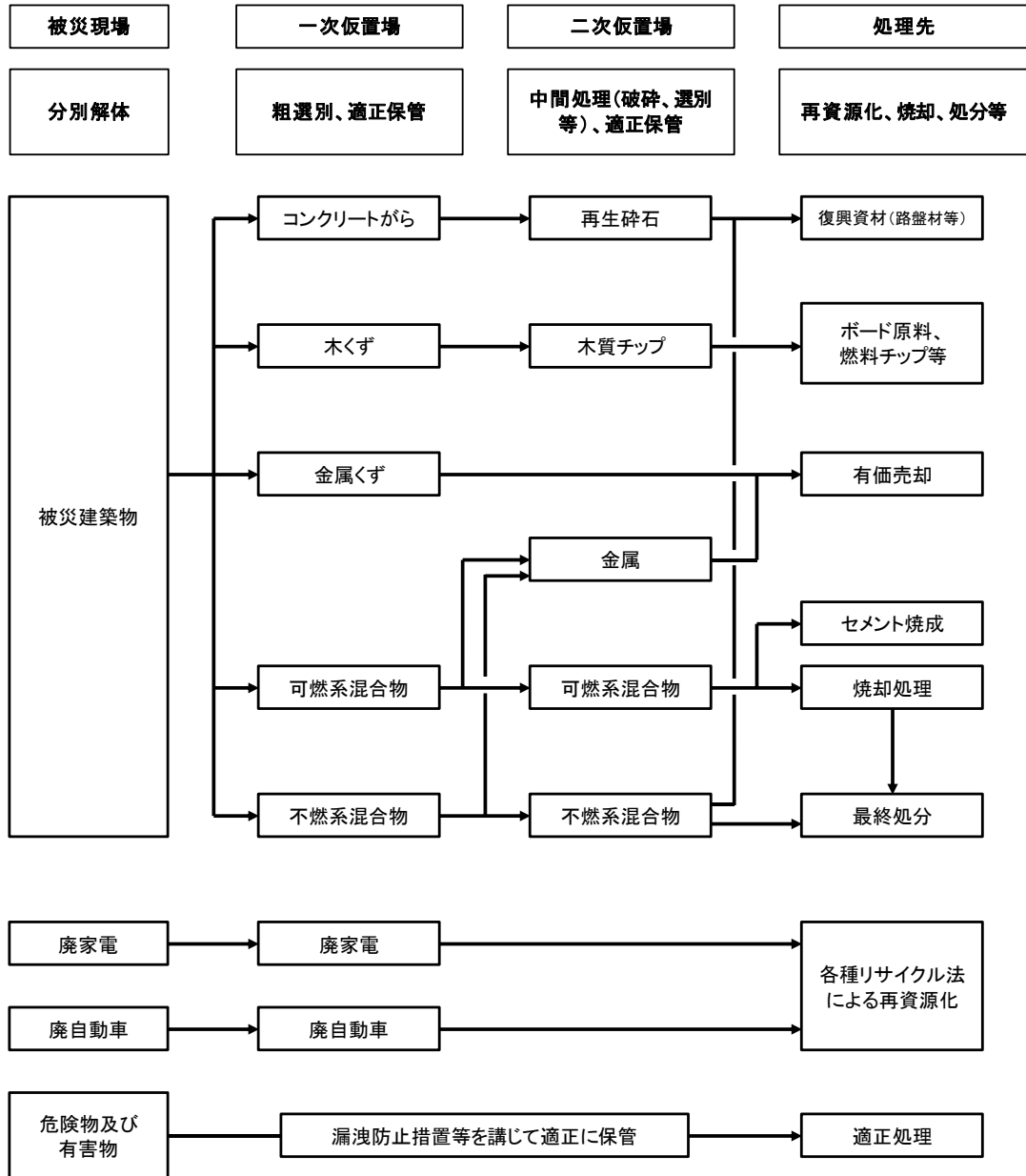
本計画における災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりとします。

① 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
② リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③ 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤ 安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥ 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧ 関係機関・関係団体や住民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。また、住民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

2. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理は、図 6-4-1 に示す災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）に基づくものとし、被災建築物の分別解体や仮置場において選別、適正保管等を行い、災害時においても再資源化を徹底します。

また、被災した家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行います。



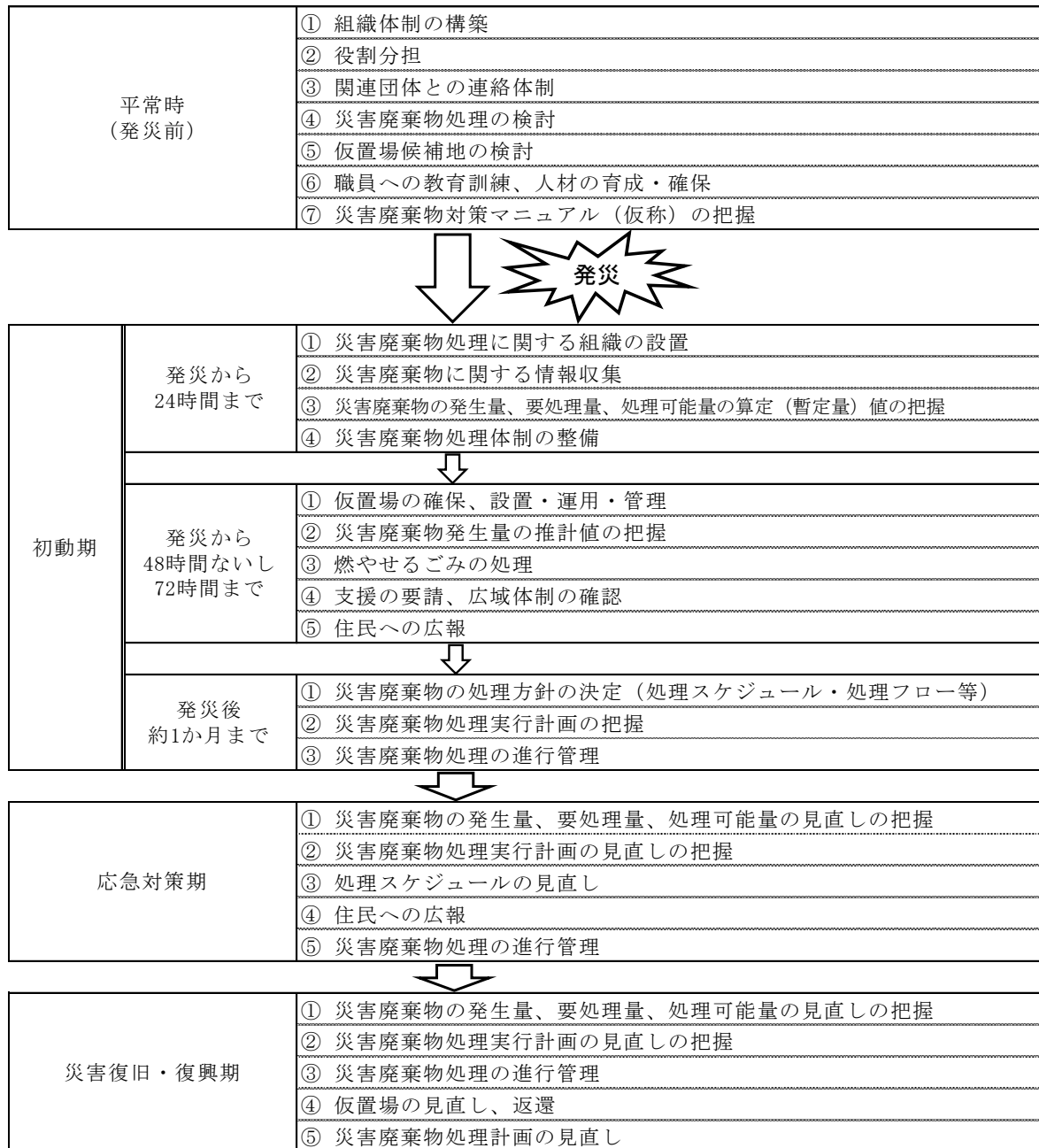
出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

図6-4-1 災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）

3. 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時及び発災後に本組合が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方(例)を表6-4-1に示します。発災後、第一に組合職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に関する組織人員を確保します。

表6-4-1 災害廃棄物処理業務の進め方(例)



4. 処理期間とスケジュール

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、出来るだけ早く完了することを前提とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量及び要処理量、処理可能量等に応じて、適切な処理期間と取り組むべき事項を経過期間ごとに整理したスケジュールを設定します。

また、大規模災害においては3年以内の処理完了を目指すものとし、処理期間について国の指針が示された場合や東京都が災害廃棄物処理実行計画を策定した場合には、その期間との整合を図り設定します。

第5節 災害廃棄物対策

1. 平常時における対応（発災前）

(1) 組織体制の構築

発災後、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うためには、平常時に組織体制を構築しておく必要があります。災害が発生した場合、または必要に応じて本組合と組合構成市町からなる災害廃棄物合同処理本部（仮称）が設置されます。

ここでは、災害廃棄物処理のための情報を共有し、組合構成市町域内のごみ処理施設の被害状況等、復旧時期等を把握します。また、組合構成市町は、災害廃棄物発生状況（場所・量）や、仮置場の充足状況、組合構成市町内の産業廃棄物処理施設の受入可能量・条件等に関する情報等を把握します。

図 6-5-1 に災害合同処理本部（仮称）の組織体制（参考）を示します。また、災害合同処理本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）を表 6-5-1 に示します。

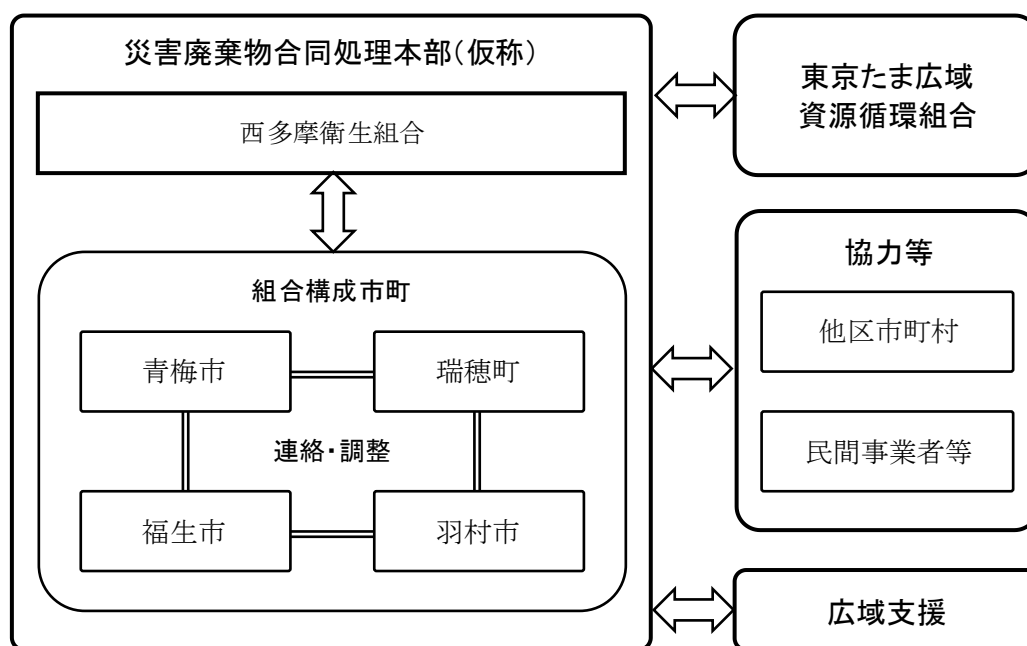


図6-5-1 災害合同処理本部（仮称）の組織体制（参考）

表6-5-1 災害合同処理本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）

班・担当区分		業務内容（参考）
総務班	総合調整 担当	業務全般に関する進行管理
		災害廃棄物合同処理本部（仮称）等の運営
		構成市町災害対策本部・各班・担当との連絡調整
		職員の人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計値の把握
		施設の処理能力の確認・把握
		処理方針の決定及び災害廃棄物処理実行計画の策定、見直しの把握
	その他業務	
	財務 担当	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成支援
渉外 担当	他行政機関との連絡調整、協議、支援要請	
	その他機関（民間事業者）との連絡調整、協議、支援要請	
広報 担当	住民等への災害廃棄物処理に関する広報	
	住民からの問合せ対応	
資源 管理班	仮置場 担当	二次仮置場の必要面積の算定
		二次仮置場の確保、設置・運用・管理、返還
	施設 担当	処理施設の被害情報の把握
		焼却処理施設の復旧
		被災施設の代替処理施設の確保の支援 必要資機材の管理、確保
処理班	処理担当	道路啓開及び損壊家屋等の解体・撤去（公費による解体・撤去含む） 及びそれに伴う廃棄物処理対応
		燃やせるごみの処理
		燃やせるごみの処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
環境・指導 担当	二次仮置場等の環境モニタリング	
	受入担当	支援の受入管理、受援内容の記録
受援班	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

(2) 関係団体との連携体制

1) 組合構成市町との連携

西多摩衛生組合環境センターでは、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、3市1町の燃やせるごみの中間処理（焼却処理）を行っています。平常時より、本組合及び組合構成市町で災害廃棄物合同処理に関する協議を進め、災害廃棄物合同処理体制を構築します。

なお、組合構成市町のし尿については、組合構成市町と青梅市との事務委託により青梅市し尿処理場において処理を行っています。

2) その他組合等との連携

西多摩衛生組合環境センターにおける燃やせるごみ焼却後の焼却残渣については、東京たま広域資源循環組合でエコセメントの原料として資源化を行っています。

災害廃棄物の処理について、構成団体（他組合含む）とともに、災害廃棄物対策についての合同処理体制の構築を図る必要があります。

3) 国、東京都、他市区町村等との連携

本組合及び組合構成市町だけでは、災害廃棄物処理における十分な体制が確保できない場合等に備え、国、東京都、他市区町村等と連携体制を構築します。

4) 他市区町村や民間事業者等との協定

組合構成市町では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国、東京都、他市区町村、民間事業者等と災害廃棄物処理や避難所の開設・受入れ、資機材等の貸与、避難所等への物資等の供給、医療救助活動への協力等に関する各種協定を締結しています。

なお、組合構成市町で締結されている災害時協定の中から災害廃棄物に関する協定の一部を表 6-5-2 に示します。

表6-5-2 災害廃棄物に関する協定

【青梅市】

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年9月20日	し尿の受け入れ

【福生市】

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	福生産業有限会社 栄晃産業株式会社 株式会社加藤商事西多摩支店 川鍋商事株式会社 有限会社佐々木企業	令和3年2月26日	災害時の廃棄物処理等の協力
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年9月30日	し尿の受け入れ

【羽村市】

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年11月1日	し尿の受入れ

【瑞穂町】

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年3月25日	し尿の受入れ

5) 住民との協力体制

災害廃棄物を適正に処理するため、住民に正確な情報を伝えるとともに、廃棄物減量等推進員やボランティア等の住民との協力体制の構築を図ります。

(3) 職員への教育訓練、人材の育成・確保

発災時において、本計画を有効に活用するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理等を進める人材を育成するため、平常時から関係職員への継続的な研修等を行います。また、災害廃棄物処理等に関する職員の知識向上と人材の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物合同処理マニュアル（仮称）の把握

組合構成市町は、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえて、発災時に対応すべき業務等を定めた「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」といいます。）等の整備を行います。マニュアルには、平常時から復旧・復興期までに対応すべき具体的な業務手順、様式等を記述されます。

本組合は、組合構成市町が策定する「マニュアル」等の内容を把握します。

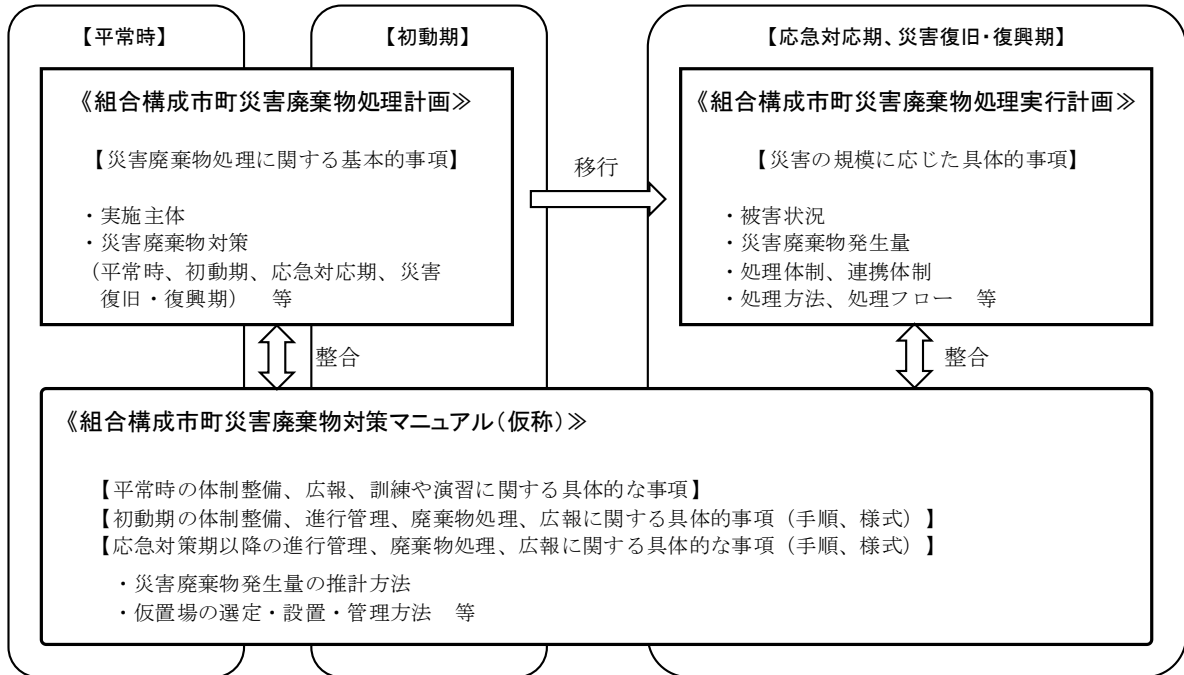


図6-5-2 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

2. 初動期における対応

(1) 組織体制・処理体制の確立

組合構成市町では、災害の発生規模に応じた緊急対策会議又は災害対策本部の決定により、災害廃棄物対策本部（仮称）等を設置します。被害の状況等に応じて、組合構成市町の廃棄物部長等が中心となり、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行します。その際、本組合においても本組合と組合構成市町からなる災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。

本組合での災害廃棄物処理は、本計画を作成した課が中心となり実施します。災害時には、部内で臨時体制を組織し、関係部署とも連携して災害廃棄物処理体制を整備します。

廃棄物発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、東京都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めます。

なお、他県等への応援要請が必要な場合には、東京都を窓口として他県等との連携を図ります。

(2) 災害廃棄物に関する情報収集

表 6-5-3 に災害廃棄物に関する情報収集区分（例）を示します。災害廃棄物に関する情報として、組合構成市町の被災建築物の損壊及び解体状況、処理の進捗状況等の把握や関係機関からの情報収集等を行います。

表6-5-3 災害廃棄物に関する情報収集区分（例）

区 分	入 手 情 報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定量）の把握

発災後、前項（2）で収集した災害廃棄物に関する情報を基に、組合構成市町において、平常時に定めた発生量・処理可能量等を参考に災害廃棄物の発生量（暫定量）等を算定します。

本組合は、組合構成市町が算定した発生量（暫定量）を把握します。

(4) 仮置場の設置・運用・管理

1) 仮置場の区分と定義

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、分別、保管、処理等を行う一時的な集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義を表 6-5-4 に示します。

表6-5-4 仮置場の定義

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災住民が直接搬入するとともに、市及び町委託事業者や解体事業者等が搬入する。(基本的に市及び町が設置して運用・管理し、最終的には返還) ※別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に移動した場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。 可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。 選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（令和元年 4 月 1 日改訂）を参考に作成

2) 仮置場の選定

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時において、市又は町有地、国・東京都等の公有地の調査等を行った上で、仮置場の対象地を選定し、発災後にその状況に応じて候補地を検討します。

なお、仮置場が市又は町有地や国・東京都等の公有地では必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を検討することがあります。

表 6-5-5 に仮置場選定時の留意事項を示します。

表6-5-5 仮置場選定時の留意事項

留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 優先順位は、市又は町有地、国や都などの公有地、民有地の順とする。 搬入・搬出時の運搬ルートを確認する。 周辺住民への環境等の影響を考慮する。 災害時の他の用途（避難施設、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点等）との調整をとる。

3) 仮置場の候補地

組合構成市町の仮置場の候補地は、以下のとおりです。

【青梅市】

仮置場の候補地は、災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等を把握した上で選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置き場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

【福生市】

福生市地域防災計画（平成 30 年度修正）では、仮置場の候補地として、以下に示す 5 つの公園等を指定しています。ただし、多摩川緑地福生南公園、多摩川中央公園

及び多摩川緑地福生かに坂公園については、河川敷であるため台風や集中豪雨などによる河川の増水により仮置場として適さない場合を考慮する必要があります。

施設名	所在地
多摩川緑地福生南公園	福生市南田園 1-1-1
多摩川中央公園	福生市北田園 1 先
多摩川緑地福生かに坂公園	福生市福生 1185-15
武蔵野台公園	福生市武蔵野台 1-30
福東グラウンド	福生市熊川 1608

出典：福生市地域防災計画（平成 30 年度修正）

【羽村市】

羽村市地域防災計画では、仮置場の候補地として、江戸街道公園（羽村市五ノ神 347 番 1）を指定しています。

災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等によっては、他の市有地等についても選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

【瑞穂町】

仮置場の候補地は、災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等を把握した上で選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

【本組合】

西多摩衛生組合では、二次仮置場及び仮設処理施設の設置についても検討します。

4) 災害廃棄物合同処理本部（仮称）

組合構成市町では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うこととなります。

そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて本組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。その際、組合構成市町である青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町と共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、本組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合では、二次仮置場及び仮設処理施設の設置についても検討します。

さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破碎処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理等を行います。

5) 仮置場の設置

発災後、被災状況に応じて、被災住民が排出する災害廃棄物を一時的に集積する場所として、仮置場を速やかに設置します。また、災害廃棄物の発生量を推計し、必要面積や必要箇所数等を検討した上で関係部署等と調整を行い、選定した仮置場候補地から仮置場を設置します。

仮置場のレイアウトについては、本レイアウト例等を参考にして、災害の規模や被害棟数等の情報に基づいて、災害廃棄物の発生量を算定し、仮置場の面積等を考慮した上で、レイアウトを決定する必要があります。

また、二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置します。

① 一次仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウト例を図6-5-3に示します。一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化等の各工程を考慮し、廃棄物の種類ごとに区分して仮置きできる場所に設置する必要があります。

なお、発生する災害廃棄物について、地震災害時には倒壊や損壊などにより廃棄物が発生するため、コンクリートがらや鉄・金属等の金属くず、木くずが多くなる傾向にあり、風水害等の災害時には、浸水によって廃棄物が発生するため、畳や廃家電、流木・木くず等が多くなる傾向にあります。

また、一次仮置場への搬入は、車両での搬入を想定して、搬入車両の集中による交通渋滞に配慮した、車両等が交錯しない一方通行のレイアウトにします。

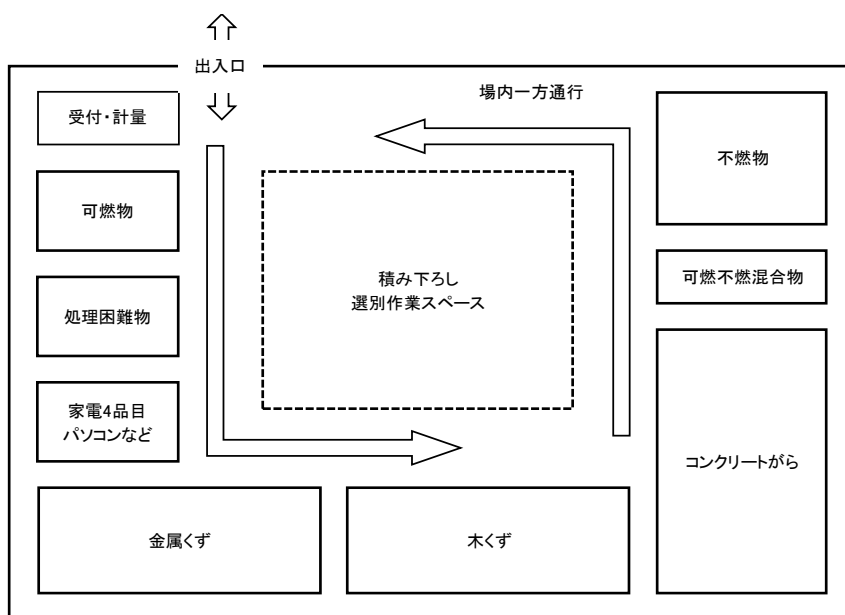


図6-5-3 一次仮置場のレイアウトの例

② 二次仮置場のレイアウト例

二次仮置場では、一次仮置場の搬入物の更なる分別処理等を行う作業スペース等を考慮するとともに、二次仮置場内での再分別や保管を行える場所を配置する必要があります。また、仮設の中間処理施設を設置する可能性も考慮し、処理後の保管場所を配置する必要があります。

二次仮置場への搬入についても、搬入車両等や処理後の搬出車両等が集中する場合は想定されることから、交通渋滞に配慮して、可能な限り一方通行として、車両等が交差しないレイアウトにします。

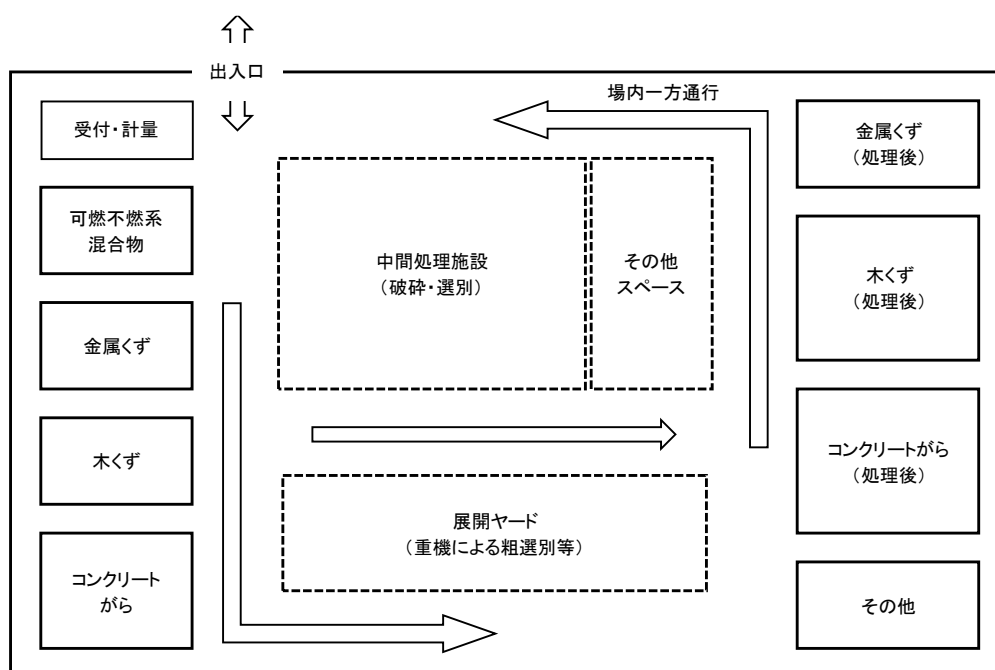


図6-5-4 二次仮置場のレイアウトの例

6) 仮置場の管理

仮置場では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、仮置場の作業従事者に対する安全性の確保に努めることとします。

また、仮置場を適切に管理するために、便乗ごみや不法投棄等の防止対策として、受付の設置や警備員の配置、出入口の施錠等の必要があります。

(5) 組合構成市町の市民及び町民への広報

住民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、組合広報、ホームページ等を活用して適切な情報を周知します。

- ・避難所における避難所ごみ（燃やせるごみ）の分別方法
- ・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類

(6) 災害廃棄物の処理方針の決定

災害廃棄物の種類別発生量や処理量、処理可能量等を把握し、被災状況に応じた処理方針を決定します。また、本計画の基本方針に基づき、処理の優先順位や処理スケジュール、再資源化の方法等についても示すものとします。

なお、災害廃棄物のうち可燃系混合物等の燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理、木くずやコンクリートがら、金属くずなどの再資源化できるものについては、組合構成市町のリサイクルセンターで選別、破砕等の処理を行い、再資源化を行うことを基本とします。

(7) 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画や国の指針等に基づき、組合構成市町において、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を記載した災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」といいます。）を策定します。

本組合は、組合構成市町が策定した実行計画の内容を把握します。

(8) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。また、把握した情報は、災害廃棄物対策本部（仮称）へ報告するほか、東京都との情報共有も図ります。

3. 応急対策期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

組合構成市町は、被災状況や仮置場への搬入状況等に基づいて、随時、災害廃棄物の発生量及び要処理量について見直しを行います。また、処理施設の稼働状況等を踏まえて、処理可能量の見直しも行います。さらに、要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、広域処理も含めた調整を図ります。

本組合は、組合構成市町が見直した発生量、要処理量等を把握します。

(2) 実行計画の見直し

組合構成市町は、処理の進捗状況等の変化に応じて、処理先・再生利用先等の見直しを適宜行います。

本組合は、組合構成市町が見直した実行計画の内容を把握します。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しを踏まえて、処理スケジュールや処理フローを見直します。

(4) 組合構成市町の市民及び町民への広報

組合構成市町の市民及び町民に対して、組合広報、ホームページ等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報の周知を行います。

- ・市民及び町民からの問合せ内容と回答例（Q&A）
- ・仮置場の設置状況や運営状況
- ・災害廃棄物の処理状況

(5) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画に基づき、災害廃棄物の処理及び業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行います。

4. 災害復旧・復興期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

組合構成市町は、災害廃棄物の処理状況等に応じて、定期的に災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを実施します。

本組合は、組合構成市町が見直しした発生量、要処理量等を把握します。

(2) 実行計画の見直し

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合があります。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量に見直しが行われた場合等は、必要に応じて、実行計画の見直しを行います。

本組合は、組合構成市町が見直しした実行計画の内容を把握します。

(3) 災害廃棄物処理の進行管理

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

(4) 仮置場の見直し、閉鎖、返還

仮置場は、災害廃棄物処理の状況に応じて、順次閉鎖し原状復旧を行います。また、必要に応じて土壌分析等を実施した上で、返還します。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、市及び町の関連計画等を見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図っていきます。

また、計画の内容に改善点が見られた場合、その他本計画の見直しが必要となった場合等においても、必要に応じて見直しを行います。

